

## 英国における障害者教育の展開：文化現象としての公開大学の障害者への門戸開放

著者名(日)	広瀬 洋子
雑誌名	放送教育開発センター研究紀要
巻	4
ページ	147-186
発行年	1990
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1146/00001198/">http://id.nii.ac.jp/1146/00001198/</a>

# 英国における障害者教育の展開： 文化現象としての公開大学の 障害者への門戸開放

広瀬 洋子

## The Development of Educational Systems for Handicapped Children in England： Supporting Systems for the Handicapped in the Open University as a Cultural Phenomenon

Yoko Hirose

### Abstract

When analyzing the educational and welfare systems in a given society, it is dangerous to focus on present institutions and compare them to others without careful study of related areas such as social and historical aspects. The purpose of writing this paper is, by grasping the supporting systems for the handicapped in OU as a cultural phenomenon, to describe how this phenomenon has been created and established in the British social context. A social anthropological approach is appropriate to study this both synchronically and chronologically.

Results of the study are presented in the following manner：

- 1) The supporting systems for the handicapped in OU
  - 1-Accepting the handicapped learner in OU
  - 2-The statistical figure relating to handicapped students
  - 3-The organization and function of OU's supporting systems
- 2) The development of welfare and educational systems for the handicapped in the U K in the 20th century
  - 1-"handicapped" : its definition and problems of categorization
  - 2-Emergence of the concept of "handicap"
  - 3-The actual condition of the handicapped in UK
  - 4-The social trends and policy towards the handicapped in the 20th century
  - 5-The structure of the British welfare systems
  - 6-Education for handicapped children
  - 7-Education for handicapped after the secondary school

level

- 3) The social history of the handicapped in UK
  - 1-Society and the handicapped
  - 2-“Mentalité” towards the handicapped in the Judeo-Christian society
  - 3-“The handicapped” in the Bible
  - 4-Charity and Almsgiving……the approach from the concept of reciprocity
  - 5-The history of welfare for the handicapped in UK
  - 6-The development of public educational systems

キーワード

遠隔教育 障害者の高等教育 英国障害者教育史 オープンユニバーシティ 障害者への配慮

## はじめに

1972年に開校した英国のオープンユニバーシティ（以後OU）が“開かれた大学”を旗印に掲げ、従来の社会や教育体制の中で構造的に高等教育から遠い距離におかれていた人達に広く門戸を解放したことは周知の事実である。多様なメディアを利用した遠隔教育システムを通じて、若くして教育機会に恵まれなかった人、学習継続の第二のチャンスを求めている人、働きながら学びたい人等に第一級の高等教育の機会を与えるOUの試みは、その後の世界の遠隔高等教育に大きな影響を与えた。現在、公開大学として設立された大学は、おそらく30前後であろうといわれている。そのほとんどは、OU設立後に多少ともOUをモデルにした大学群である。遠隔教育は国家の社会政策、教育政策と深くかかわるものであり、多くの国はそれぞれが内包する社会問題を解決する教育的手段として遠隔教育の開発に積極的な取り組みを見せている。メディア技術の目覚ましい発展がなされる中、近年では遠隔高等教育についての国際会議も毎年各地で開催されるようになった。

しかし、OUが世界的に遠隔教育のある種の理想型モデルとして注目されながらも、OUが開設当初より積極的に取り組んできた障害者への門戸開放や、学習支援システムの開発については、会議の議題として俎上にのせることは皆無である上に関連論文もほとんど見つけることができない。放送教育開発センターでは、1983年より〈大学放送教育および遠隔教育に関する外国語文献収集プロジェクト〉が続けられ、1989年には、過去に出版された主要論文を1,000点近く収録した文献目録<sup>2)</sup>を出版した。この目録の中で、遠隔教育と障害者について論じているのは、わずかオーストラリアで出版された4点で、うち3点が言語療法、残りの1点は教会関係のものであった。この事からも、遠隔教育によって障害者への高等教育を模索する視点が、現段階では世界的にまだまだ希薄であることが想察できる。

拙稿、『遠隔高等教育と障害を持つ学習者』<sup>3)</sup>でも述べたが、多様なメディアを利用した授

業形態、自宅学習を中心とする授業、無試験入学等の遠隔高等教育の特性は、従来の教育制度の枠組の中で道を閉ざされていた多くの障害者へ、高等教育への門戸を大きく開く可能性を秘めている。また、高齢化社会を目前に控えた我国の生涯教育を考える場合、“身体への障害の配慮”を含むものでなくてはならない。ここでいま一度、英国の“開かれた大学作り”の中での障害者受入れシステムに注目し、それらが英国の教育史や、福祉政策、行政、ボランティア事業等とどのように関わりをもっているのかを探ってみることは、我国における遠隔高等教育の将来像を模索する上でも重要なことである。

### 本稿の視点と方法

一国の教育や福祉、ましては遠隔高等教育におけるシステムを考察する時に、それらを取り巻く社会状況や歴史への洞察なしに現行の制度だけをとりだしての単純な分析や、他との比較が危険であることはいままでもない。本稿は、OUにおける障害者への受入れシステム政策を、英国社会の中での一つの文化現象として捉えることによって、この現象が英国という社会の文脈の中でどのように生成され成立しているのかについて、共時的及び通時点視点から社会人類学的解釈を試みるものである。

本稿は、(I)オープンユニバーシティにおける障害者支援システム、(II)英国の障害者福祉と教育、(III)英国の障害者をめぐる社会史一の三章から構成される。

(I)では、OUにおける障害者受入れと学習支援システムの実情を、OUの内部文書や筆者自身が行った現在調査をもとに整理する。(II)においては、まず“障害者”という概念そのものを吟味した上で、今世紀、特に戦争の影響による障害者福祉政策の展開を概観する。そして、現在それらの法制度を執行している行政機構を分析し、他のボランティア活動等とどのように関連しているのかを、特にOUとの関わりにおいて考察する。

(III)においては、英国における障害者福祉や教育の歴史的生成過程を通時的に概観しながら、“障害者”という概念の誕生を社会史的な観点から考察する。

## I. OUにおける障害学生

### 1. 障害者受け入れの始まり

障害者を積極的に受け入れる努力は1970年、OU開設当初より始まった。Perryの『Open University』<sup>4)</sup>をもとに、その頃の状況を紹介しよう。一般の入学希望者が応募の先着順で受け入れられるのに対して、障害者には先着順の枠外扱いとされ、審査の上入学保障が与えられている。障害の医学的度合及び、通常の大学での履修の困難が予想され、なおOUでの学習が可能である者を積極的に受け入れることとした。

1971年の第1回入学生のうち、25名が障害者入学保障扱いとなっている。しかし、実際にサマースクールを開いてみると、この25名の他にも多くの重度障害者が通常の入学許可を受けていたことが判明した。その後OU側は障害の申告を積極的に勧めると共に、学習の補助機器の紹介や各種の機関と連携して障害学生を支援するシステム開発に本格的に乗

り出した。年を経るごとに障害を持つ学生の数は増加し、1975年には200名を越す障害者がOUで学ぶことになった。国立リハビリ研究センターの1973年の調査結果によると、英国の一般大学生の障害者数は554名にすぎないことから、いかにOUの障害者の大学教育に果たす役割が大きいものかを理解することができる<sup>5)</sup>。

障害者の高等教育に果たす役割と、議会や関係筋よりの要望の重大性を認識したOU理事会は1975年4月に、次の8項目を確認する声明書を発表した。

- (1) 学則第3条により身障者にも門戸を開く。
- (2) 身障者の入学には特別の考慮をする。
- (3) 身障者の取扱いに対する各種の情報や助言を全教職員に常時流して啓蒙する。
- (4) 身障者が学生生活すべてに参加を可能にする必要適切な措置をできる限り実施する。
- (5) 全プログラムに身障者を差別せず、参加しうよう特別の準備をする。
- (6) 身障学生やその卒業生の就職にも関心を払い身障者一般の就業に留意する。
- (7) 国内外の他の身障者教育機関との連携の強化をはかる。
- (8) 政府や地方自治体、その他諸方面よりの経済的援助を得るよう努力する。

## 2. 障害者受け入れの現状

筆者は1989年夏にOUを訪れ、障害学生対策事務局の専門官をはじめスタッフ数人にインタビューをすることができた。また実際のOU学生でのボランティア活動にもふれ、関係資料<sup>6)</sup>も入手することができた。ここではそれらをもとに、現在OUで実施されている障害者受け入れに関するシステムを整理してみよう。

### [OUの障害学生]

障害といってもその種類も程度も医学的に多様であり、また何をもって障害と定義するのは常に議論となるところである。教育上の障害の定義については第2章で詳しく触れることにして、OUでは自己申告制でもあることから、広義に「本人の心身、あるいは知覚の障害を教育機関側が認識することによって、学習上の不利益を解消するような助けや配慮を得られ、OUでの教育を享受できる人」と定義しておく。

次の表は、OUから収集した内部資料をもとに筆者が作成したものである。

表1 「障害学生と全OU学生との比率」(1988年現在)<sup>7)</sup>

障害学部生数	2,527名	学部生総数	71,561名	(全体の3.5%)
選科生数	235名	選科生総数	12,039名	(全体の2.0%)
障害学生数	2,762名	総学生数	83,600名	(全体の3.3%)

表1、2、3の統計的な数字からも、現在いかに多くの障害者がOUで学び、その障害の種類も多様であるかが理解できる。ここで特に注目したいのは、病弱、肢体不自由等の身体機能に問題がある者が70%以上を占めるものの、視覚、聴覚といった知覚障害の割合が同比率の上、かなり高いということである。これはあとで説明する、OUの知覚障害を補完する特別の教材やサマースクール等での配慮の成果といえるだろう。

表2 障害別学生数：学部生と選科学生（1988年現在）<sup>8)</sup>

障 害	学部生	選科生	計	総障害学生中の%
痛 風	434	35	469	17
視覚障害	269	22	291	11
聴覚障害	264	24	288	10
心臓病	229	19	248	9
ポリオ/脊椎損傷	269	27	296	11
神経疾患	248	20	268	10
脳性小児麻痺	29	4	33	1
喘息、気管支炎	92	10	102	4
糖尿病	100	6	106	4
恐怖症/精神疾患	226	34	260	9
腎臓/血液疾患	166	17	183	7
てんかん	96	6	102	4
筋ジストロフィー/萎縮症	34	1	35	1
脳卒中/脳疾患	123	13	136	5
失読症	91	10	101	4
筋、関節、皮膚疾患	274	29	303	11
その他	192	17	209	8
計	2,527	235	2,762	

小数点以下を切り上げたため、%の総計は100を超える。

表3 障害学生の履修コース：長期コース<sup>9)</sup>  
(教育資格と教育学修士を含む)1989年度

コース別	学士コース	選科コース	計
教 養	950	54	1,004
社会科学	746	43	789
教 育	123	34	157
数 学	359	26	385
自然科学	378	23	401
技 術 系	276	25	301
学 際 的	79	9	88
計	2,911名	214名	3,125名

OU 一般についての構成はすでに幾つかの論稿<sup>10)</sup>によって概説されている。ここでは OU の障害者対策に関連した組織構成や支援システムに焦点を絞り、それらがどのように機能しているのかを探ってみよう。

### 3. 障害者支援システムの組織と機能

#### [OU 学内での障害者対策組織]

障害学生対策諮問委員会 (The Advisory Committee on Students with Disability)

学生自治会 (Student Association)、講師陣、職員等を含む OU の各分野からの代表が参加し、障害を持つ学習者の抱える問題を討議し、配慮のシステムを開発している。

障害学生対策事務局 (Office for Student with Disabilities)

障害者へのサービスは本部に設置された専門官と事務官で指揮されている。1988年夏には常駐スタッフ約4名で構成されていたが、定員枠以外にもボランティア団体等の援助を得て障害者専任カウンセラーを置き各種の相談にあたっている。

学生自治会

自治会の中に福祉委員会が組織されており、各地放における学生コーディネーターを募り、障害者の学習センターへの通学やサマースクール等での学生による支援活動の調整を行っている。また障害者を助けて海外特別研究旅行を実現させている。

#### [学問的水準と試験と評価]

OU は、全ての学生に一定の学問的水準を求めており、試験の結果においては障害の有無にかかわらず、公正な評価を下だしている。しかし、障害者には試験時に設備や時間等それぞれの障害に合わせた柔軟な対応をしている。

試験と評価に関する委員会 (the guidance of the Exam and Assessment Committee) の指導のもとで以下のような特別措置を地方事務局 (Regional Office) が実施している。

- \* 超過時間を認める
- \* 筆記介助者の利用を認める
- \* テープ、点字の利用を認める
- \* タイプライターの利用を認める
- \* 拡大文字、テープ、点字等が必要な人には特別の配慮が払われる。

試験場への移動が困難な学生には自宅受験も認めている。また全国の学習センターのうち数ヶ所を施設的に充実させ、本人の所属するセンター以外での受験も可能である。これらの配慮は、障害学生に不正な恩恵を与えることではなく、彼等の障害によるハンディを補完することを目的としている。

#### [学生への支援システム(1)：OU 本部からのサービス]

A. 情報提供：

- \* 障害者向け入学時案内書

入学時にはOUの支援システムの内容等を説明した障害者向けの案内書<sup>11)</sup>が配布される。さらに視覚障害者も聴覚障害者に向けては別々にスタディスキル向上の方法や、補助機器について指導書が配布される<sup>12)13)</sup>。

\* 障害学生向けのニュースレターの発行

年2回発行されるニュースレターには、OUの障害者向け情報の他、障害者特有の問題や意見を交換し、学生間のコミュニケーションをはかることを目的としている。講読を希望する障害学生には無料で送付される。この他、学生全員に配布される学生新聞『Sesame』にも障害者関連の記事が掲載されている。

B. 障害者の為の入学前誘導コース

入学を考えている視覚、聴覚障害者のために、OUでのコースや学習方法についての説明や指導を目的とした無料誘導コースを設けている。通常、2月前後に、1泊2日にわたって開催される。入学前の者が主な対象だが、OUで学習継続中の者の参加も歓迎される。全国から集まって来るため、移動その他の介助者を必要とする場合にはOUから介助料支払われ、介助者も宿泊することができる。

C. 特別教材：OUは、通常のコース教材の他に障害者用への特別の教材を用意している。

(1) コースユニットと印刷教材の朗読テープ化：

テープによる視覚障害者への恩恵は計り知れないが、従来の印刷教材での学習が困難な学生すべてに向けて王立視覚障害研究所<sup>14)</sup>との協力で製作されている。現在OUの学内に小さな録音室が設けられ、ボランティアが毎日訪れ録音作業が続けられている。この中には実際に教材を執筆した講師陣も含まれており、専門性の高い学科の場合には特に好評である。OUに連絡をすれば、OUから直接全国に送付している。OUは殆どのコース教材のテープ化に勤めているが、録音に時間がかかる為に、学生にはコース導入初年度は履修しないように勤めている。

(2) 放送授業番組の台本

聴覚障害者に向けて、ラジオとテレビの授業番組の台本がBBCの協力によってOUで入手できる。(1)のテープ同様に、コースが導入された初年度には履修することはさけるように勤めている。

この特別教材の役割を理解する為には、OUで一般に使用されている各教材間の利用率を考慮にいれなくてはならない。OUにおける各教材間の比率は、表(5)からもわかるとおり、圧倒的に印刷教材の比率が高い。テレビ授業は週に35時間、ラジオが25時間程度であり、これらは一種のペースメーカーの役割を荷なっているといえる<sup>15)</sup>。

多田 方が分析した、社会科学コースの標準的な学習時間の一例を表(4)で紹介しよう。

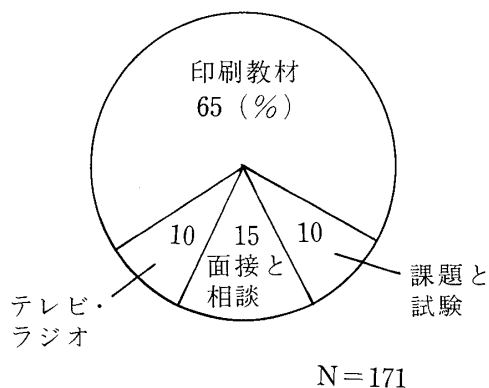
以上を考慮すると、OUの特別教材作りの中で、一般教材の65%を占める印刷教材の朗読テープ化にかけられる時間と労働力が圧倒的なものであることが明らかになる。それに比べれば、聴覚障害への放送台本作りはわずかな労働量ですむことになる。他の公開大学がこのシステムを模索する場合、この教材間の比率に注意する必要がある。



表4 社会科学コースの各教材による  
学習時間

	学習時間	割合(%)
印刷教材	231	60
セットブック	61	16
テレビ番組	32	8
ラジオ番組	8	2
カセット	8	2
TMA	44	12
計	384	100

表5 OUの教材比率



#### D. サマースクールサポート

重度の障害者で、サマースクールへの参加が不可能な場合は、参加が免除される。しかし、大部分の障害者には、サマースクールへの参加が奨励され、彼等は特に設備の整った大学構内で行われるサマースクールへ特別に配置される。障害学生がサマースクールでの学習生活に存分に参加できるように、介助者をつける事が奨励されている。この費用はOUで負担する。なお、学生本人が介助者を探せない時は、サマースクール配置事務局が適当な人材を確保している。

#### 聴覚障害

サマースクールに参加する聴覚障害者に、事務局は触覚読書器を貸し出している。基礎コースの一定期間は、特別サポートとして、視話法（唇の動きを見せることによるコミュニケーション方法）と手話の通訳者が用意される。また、オーディオタイピストが講義をその場でタイプして、その文字が教室の特設スクリーンに映しだされる。これらによって聴覚障害者は授業及び一般の学生との議論にも無理なく参加することができる。

#### E. 専門家によるアドバイス

OU本部の障害学生対策事務局のアドバイザーは、障害者は学習を助ける福祉情報や補助機器等に関する指導を行っている。

#### [学生への支援システム(1)：地方事務所と学習センターのサービス]

OUは全国は13のブロックに分け、それぞれに地方事務所を設置している。各地方事務所の下には、多いところで26、少ないところで9ヶ所、全国で会計258ヶ所の学習センターを擁している。学生はすべて、居住地の学習センターのいずれかに配属され、そこでチュートリアルやカウンセリング、試験等を受ける。

#### A. カウンセリング

障害を持つ入学志願者や学生は、OUでのすべての学習過程をとうして専門のカウンセラーによるアドバイスを受けることができる。入学が決定すると、まず

地方事務所の常勤のカウンセラーが学生に紹介され、一緒に学習に必要な機器や設備について検討する。その後のOU在学期間中は、地方事務所の非常勤のカウンセラーが相談役になる。コース設定や将来の職業等について相談はもとより、新たなコースを履修する時にはその学生特有の状況や、ニーズについてチューターへ連絡する等、学習向上に関する様々な指導や配慮がこのカウンセラーによってなされる。

## B. 個人指導

コースチューターは、学生が郵送してくる課題(assignments)に十分な教育的指導を書きこみ、ときどき行われる面接指導を有益なものにするよう配慮する。チューターは、特定の学生の為に、コースごとのデイスクールや夜間個人指導以外にも、必要な場合は学生の自宅で特別授業を行うこと場合さえある。また電話による指導も行う。地方によっては、聴覚障害者のために福祉サービスやボランティア活動による手話通訳や視説法の通訳者の用意もある。

## C. 学習センター

学習センターへの出席は強制的ではないが、障害の有無にかかわらず、仲間の学生と共に学ぶことから得る恩恵は大きい。地方オフィスはセンターへの通学のさいに生じるトラブルを軽減する為に、最も通いやすいセンターに配属するように配慮している。しかし、通学が不可能な場合は、折々にその学生の自宅に他の学生を集めてグループディスカッション等を行っている。

以上が、OUにおける障害者の受け入れ政策と学習支援システムの概要である。OU自身が開校当初より積極的に障害者の問題に取り組んできたことはいまでもないが、それを支援する社会の各分野の理解と協力なしには全国規模のサービスを提供することは不可能である。そこで第2章では、こうしたOUの取り組みが、英国の他の社会制度や福祉活動とどのように有機的に関連しているのかについて考察したい。

## II. 英国の障害者福祉と教育

“障害者”といった時に、そういう人々があたかもア prioriに社会に存在すると思うのは大きな誤りである。言語の体系が文化的なカテゴリーに深く根差していることは言うまでもないが、私たちは、“障害者”という概念が最近生成された用語で定義も一定でないということを深く肝に命じなければならない。まさに、“障害”の概念は、それを取り巻く社会の文化や価値観、人々の眼差しによって大きく左右されるものであり、また同一の言語体系の中でも文脈によってかなりのずれがあることを認識しなければならない。まさに社会人類学が格闘をしつづけているカテゴリーの“翻訳の困難さ”の問題を内包しているのである。

本章ではまず、用語の使われ方や定義から、“障害者”という概念をさぐっていきたい。次に第1章で論じたOUの障害者支援システムの誕生に大きな影響を与えた今世紀の英国社会の動向を押えながら、障害者に対する福祉や教育政策の法令的な発展を考察する。

最後に英国社会の他の諸制度や市民活動を分析し、これらがOUの障害者支援システムとどのように関連しているのかを考えてみたい。

## 1. “障害者”という言葉：定義、分類

[“disabled”から“handicapped”へ]

今日、英語圏の国々では一般に、心身の障害によって特別の助けを必要とする人をさして“a disabled”あるいは“an handicapped person”といった用語を使用する。米国では、1960年代に黒人解放運動に端を発した公民権運動が、野に火を放つごとくそれまで社会的差別を受けていた少数民族、女性の解放に広がっていった。それは70年代になってベトナムから帰還した多数の傷病兵の社会復帰問題ともあいまって、障害者、病者という人々にも目がむけられるようになった。そうした運動の一環として、なにげなく使われている日常の言葉を吟味し、その中に潜む無意識の差別を糾弾してゆく作業が活発に行なわれるようになった。“chairman”が、“chair person”へといったように。

“障害”をさす言葉も当然吟味の対象となった。それまで頻繁に使われていた“disabled”という語も、これが語源的に“可能に”(able)の否定語であり、それはあたかも、障害者が社会にとってネガティブな存在であることを強調するかのようであると糾弾されるようになった。それに変わって多く用いられるようになったのが、“handicapped”である。

[handicapped：関係性への眼差し]

オックスフォード英語辞典<sup>17)</sup>によると、“handicapped”は、一般的に使われている「不利な条件」という他に、競馬競技などの優劣を平均化させる為に、強い馬に重い荷を背負わせて、弱い馬にアドバンテージを与えることなどから派生したゲームのルールに関する言葉として使われていたとある。多様な人々が共生する社会というゲームの中でどのようにルールを確立すべきなのかといった方向性を示唆している点で興味深い。

また、“disabled”という言葉が、可能、不可能といった絶対的な二項対立で人間を分類するのと反対に、“handicapped”は人間と人間、あるいは人間と社会環境といった関係性に注目した言葉と理解できる。つまり、ある状況においては、“a disabled person”は必ずしもハンディを背負ってはいないのである。実際に、科学やコミュニケーション技術の応用は、従来の障害者観を大きく変えはじめている。そういう意味でも、Jeffers<sup>18)</sup>による、「“handicapped”とは個人の身体的な障害と社会や物理的環境の間におきる相互関係の結果である。」といった解釈は今後ますます広がっていくだろう。

[英国での“handicapped”と“disabled”の使われ方]

英語の本家、英国の状況はどうであろうか。米国における意識改革の影響を受け“handicapped”という語が使われ始めているが、第二次大戦後の米国のように強烈な公民権運動の洗礼を受けていないせいか“disabled”という言葉は一般的には身体の障害をさすニュートラルな言葉と考えられ、“handicapped”と並行して使用している。筆者の経験でも、公民館の障害者用トイレや駅の案内などは“disabled”となっていることが多い。

ちなみにOUの障害者対策事務局は、Office for Students with Disabilities、身障者への学習支援システムの説明書は、NOTE FOR APPLICANTS WITH DISABILITIESである。

この論稿の為に参照した英国で出版された障害者教育の文献や索引等でも、“disabled”と“handicapped”は同比率で使われており使用するコンテキストでまちまちであるが、著者によっては意識的に“handicapped”を使っているものもある<sup>19)</sup>。

しかし、人々の意識の変化に伴って“handicapped”という用語はやがて英語を公用語とする国ばかりか、世界各地の言語と意識に影響を与えていくだろうと考えられる。

#### [教育における障害者の定義と分類]

教育の現場で障害者を定義することは、常にむずかしい作業である。ましてや、障害の分類となると、時代によって、時には10年単位で、その基準は目まぐるしく変化する。そこで障害者の定義としてはChild & Markall<sup>20)</sup>の、「身体的あるいは、知覚的障害によって明らかに活動の条件を制限されるもので、その制限は教育機関においては教育上の不利益をもたらすもの」という緩やかな定義が妥当かとおもわれる。

時代的には、1944年の教育法ができる以前には、地方教育委員会は、盲、聾、身体的欠陥、てんかん、精神障害の4種類を特殊教育を施す対象とし、こうした児童への教育を義務づけていた<sup>21)</sup>。

1944年の教育法で義務づけられた特殊な教育療法の必要性という概念によって、教育大臣に特殊教育の対象を医学的疾患別の枠組にあてはめて10種類に分類することが要請された。盲、弱視、聾、難聴、繊細、教育的知能の遅れ、てんかん、順応困難、肢体不自由、言語障害という10種類の分類は、1959年の「障害児及び特殊教育規則」(Handicapped Pupils and Special Schools Regulations 1959)によって定義され、1962年の修正法においても採用される<sup>22)</sup>。

1970年の「慢性疾患と障害者法」<sup>まんせいしつかん</sup>では、盲と聾を同時に持つ児童、自閉症児、児童精神病児、重度の失読症児の為に教育が、地方教育委員会に要請されるようになった。

この論稿は、高等教育、OUに焦点を絞る為にここではこれ以上特殊教育について論じることをさしひかえるが、現在の英国では特殊教育の概念が発展し、医学的分類ではなく、本人の個性を重視する方向につかってその対象を驚くほど広げている。一般教室の児童10人に1人はある意味で特殊な対応が必要であるとさえいわれている<sup>24)</sup>。この中には、ずば抜けた才能を示すいわゆる天才教育という視点も入っており、特殊教育という概念もきわめて文化的社会的な価値観に左右されるものであり、こうした概念の吟味なしに他国との比較は危険である。

## 2. “障害者”の誕生

さて現在の英語圏での障害者をさす用語について前述したが、いったいつ頃からこの“障害者”という概念が、生成され一般に使われるようになったのであろうか。英国の社会の中で、身体的な不全や機能障害という理由から、ある特定の人々を指し示すカテゴリー

として“障害者”という言葉がいつ頃から認識され、使用されはじめたのかはさだかではない。しかし、具体的な形で政府の政策視野にはじめて登場したのは、今からちょうど100年程前、19世紀も末になってからのことである。1888年に民間のボランティア団体、「障害児援護協会」(Invalid Children's Aid Association)が創立した<sup>25)</sup>。〈この“invalid”も現在では病弱という意味で使われているが、“価値のない”という意味に使われていた歴史の方が長い。〉

当初は病弱者や障害を持つ者へのささやかな援助活動を施す程度の組織であったが、後には特別の学校や養護施設も経営するようになっていた。それに続いて、政府も1983年の「初等教育（盲、聾児）法」(Elementary Education (Blind and Deaf Children) Act)を発令し、ここにおいて、地方自治体が盲、聾児の初等教育に対して特別の寄宿学校などに保護を与える権限をもつことになったのである。

民主主義を世界史の中でいちやく手に入れた英国社会においてさえ、社会政策の対象としての“障害者”という概念が認識されてから現在に至るまでたった百年にも満たないという事実、筆者は驚愕の念を隠すことはできない。日本の、特に江戸時代の幕藩体制下に、盲人への専門職業を作る事によって経済的自立をうながした政策と比較することへの誘惑にかられざるをえない。しかし、それは別の機会にゆずることにして、ここでは英国社会の中での障害者のおかれたコンテクストに注目しつづけよう。

### 3. 英国における障害者の実態

#### 障害者の人口統計

ここで、簡単に英国の障害者の統計学的数字を把握しておこう。1988年の人口調査局(OPCS)が公表した全国の障害者調査<sup>26)</sup>によると、1985年現在で身体障害者及び精神障害者をあわせ登録された全障害者数はおよそ620万人である。この3分の2にあたる400万人が貧困ライン以下あるいはぎりぎり生活する経済的困窮者といわれている。この調査では、障害者は障害の程度により10段階に分類され、軽度の2段階にほぼ200万人と3分の1が属しているのに対し、最重度のカテゴリー10には、およそ21万人が属している。後で詳

表6 登録障害者数(イングランド)  
(単位：1,000人)

年 齢	1975年	1981年	1984年
16歳未満	14.1	19.9	20.6
16～29	20.1	—	—
30～49	50.1	321.8	368.4
50～64	147.2	—	—
65歳以上	347.9	613.1	713.5
合 計	579.5	954.8	1,102.6

出典：DHSS, *Health and Personal Social Services Statistics for England*, HMSO, 1987.

しく論じるが、一般的に英国の障害者の概念は緩やかに解釈されている為に、障害者と呼ばれる人の範疇は広く、統計的な数字は日本よりも相当高くなっていることに留意しなくてはならない。

表(6)から、障害者の中でいかに高齢者の占める割合が大きいかを知ることができるが、これらの数字から加齢が原因となる障害者のみならず、戦争による障害者を考えざるをえない。65才以上の障害者が1984年では、1975年時の2倍に増加していることから、第二次世界大戦で傷ついた多くの人々が丁度この年代層にさしかかる時期であることが推察できる。そこで、次に一般の人々の障害者に対する眼差しを変化させ、福祉法令の発展に大きく繋がった今世紀における戦争の影響について考察してみよう。

#### 4. 今世紀の社会動向と障害者政策

英国における“障害者”という概念が一般的に用いられるようになったのは、前述したとおり、19世紀も押し詰まってからである。歴史的には、中世からの教会を中心とする慈善活動や、政府の貧窮対策や児童労働者の保護といった政策がバラバラに点在しており、身体の不自由な者の多くは、こうした活動の対象の網の中でうごめいていたと思われる。しかし、障害者への福祉や教育という一貫した視野のもとに総合的な政策が展開されるのは、第二次大戦後になってからのことである。“障害者”の誕生という19世紀末までの英国の社会史的考察は第3章で試みることにして、ここでは2度の世界大戦を経験した今世紀の英国社会で、どのように障害者の対策が展開されていったのかを法令の制定を踏まえながら探ってみよう。

##### [戦争と障害者]

戦争は、しばしば社会の中で弱い立場にいた者や差別をされていた者を舞台の全面におしだし、彼等の戦後の社会的な位置づけに大きな変化をもたらす原動力となる。今世紀の2度にわたる世界戦争は、結果的に女性、少数民族、黒人、障害をもつ人々の社会的位置を大きく変化させる契機となった。

##### [第一次大戦]

ボーア戦争(1899~1902)<sup>27)</sup>や第一次世界大戦で多数の負傷兵が本国に帰還した。国家は戦争で傷ついた彼等の為に社会復帰へむけてのリハビリやワークショップに取り組みざるをえなくなった。戦傷者が自立し、生産性に寄与することによる、国の経済的負担の軽減が明白な動機である。こうした政策は、やがて組織力が比較的強かった視覚障害者にも拡充していった。大戦終結の2年後、1920年には「盲人法」(Blind Person's Act)が制定され、居住保護や年金の支給開始年齢において盲人は一般よりも有利な扱いを受けるようになった。さらに1938年に新たな「盲人法」も成立し盲人福祉は前進したが、他の障害者への福祉は第二次大戦で多くの健常者が戦地に送られ、戦争兵器や国内家内工業における労働力の激減がおこるまでは顧みられることはなかった<sup>28)</sup>。

### [第二次大戦後の本格的展開]

世界的な経済不況に続く第二次世界大戦とその後の時代状況は、障害児や障害者福祉に対して大きく飛躍する契機を提供する<sup>29)</sup>。

英国における第二次大戦の戦禍は、第一次大戦とは、比較にならないものであった。ドイツ空軍の本土爆撃によって、ロンドンを中心とする幾多の都市は潰滅状態になった。これによって市民の間に死傷者が続出した。もはや本土も戦場と化したのである。こうしたことから、戦後の障害者の再教育や自立政策は、軍属と市民を隔てることはできなくなっていた。産業の上でも、植民地解放においても痛烈な打撃を負いながら、英国は“世界の正義の為”に戦いぬいた戦勝国である。国家は、その大義の為に戦い傷ついた人々を見捨てるわけにはいかなかった。戦火で荒廃した街や産業を再興させる為には市民の総力を結集させることが急務となった。戦争中から健常者になって、国内の産業で仕事につき訓練を受ける機会も多くなっていた障害者の促進の重要性も認識されるようになった。

大戦末期の1944年に、前年の障害者リハビリテーションに関する召還委員会の報告をうけて、「障害者法」が制定される。同法は、障害者を明解に定義し、登録制度、訓練センターの設置、官民の3%の障害者雇用率の導入などの実施を促すものであった。これによって、障害者の自立と社会参加の基礎となる雇用の促進と保障にむけて国も本格的に取り組む姿勢を明らかにした。ここでは軽度の障害は、個人のニーズと社会の繁栄は明確な一致をみることになった。しかし、重度の障害をもつ就労不可能な障害者にとっては、こうした戦後政策が引金となった政策は無縁なものであった<sup>30)</sup>。

戦争によって国民の障害者を見詰める眼差しに大きな変化がもたらされた。国家の為に傷ついた人やその家族に対する責任と感情を国民全体が共有したことは、やがて障害者一般に対する市民の意識の変革をうながすことにつながる。以前は、経済効率や生産性の向上とのみ繋がられて考えられていた障害者問題は、雇用促進、障害児の教育、福祉として人道的な立場からの必要性が論じられるようになり、市民ボランティア活動などに大きな影響を与えることになる。

教育の分野でも進展が見られた。1944年に制定された「教育法」は、障害児に対する専門的、福祉的対応を積極化し、かつそれを一般的な政策視野の中に位置づける彼割をも果たすことになった。その方向を具体化したのは、1945年の「障害学童および学校保健サービス規則」(Handicapped Pupils and School Health Service Regulations 9)であった。同規則において、障害児を10種類の範疇に分類した上で、それぞれの障害に最も適合した独自の教育を実施することが確認された<sup>31)</sup>。

### [障害者の総合的福祉政策の展開]

上記のような動きをてはじめに、1946年の「国民保険サービス法」、「国民保険法」に始まる社会保障の全面開花の時代を迎え、障害者保護も福祉視点から本格的に展開される時代に到達する<sup>32)</sup>。1950年代にはいと、その方向性が一層具体化し、自治体も比較的進んでいた盲人以外の障害児や障害者福祉にも広く積極的に眼を向けはじめることになった。

1958年に「障害者(雇用)法」の改正が行われ、障害者の登録(障害者自身で登録のみ

か、その取消の権利も有することが確認される) や、雇用保障における自治体の責任と権限などが繰り返し確認された。ついで1959年には、「障害学童および特別学校規則」(Handicapped Pupils and Special Schools Regulations) により、障害児の範囲が拡大され、同時に原則として障害児は地域の普通学校教育をうけるべきであるという基本方針が確認された。

1970年には「慢性疾患および障害者法」(Chronically Sick and Disabled Persons Act) が成立し、障害者のみを対象にした総合立法として制定された。これは、地方自治体の社会サービス部門に、障害者への設備やサービスの提供といった地域の障害者への配慮を行うことが義務づけるものであった。大学を含む高等教育機関においても、障害者に対する施設整備がすすめられ、障害者を積極的に受け入れるように指示された。さらに老年層と若年層を分離し、よりきめこまやかな対応が推進された。以後、この1970年代をつうじて、各種障害年金、給付の制度があいついで導入され、所得保障の面からも障害者福祉が大きく前進した。この法案を提案した一人である Mr. Alfred Morris は、この法の必要性を従来のような国家の生産性向上といった側面からは言及しなかった<sup>33)</sup>。そのかわりに、社会正義と人道的立場からの配慮を訴え、英国の経済的水準はその域に達し、そのような要求を無視することは英国の名誉を傷つけることだと主張した。これは重度の障害に関しての社会政策はもはや経済的合理性の原則が基本になるものではないということを証明したともいえる。

1978年に発表されたウォーノック報告<sup>34)</sup>を受けて1981年に「教育法」が成立した。同報告は、障害児に対しても施設より家庭における処遇が基本であるべきこと、障害児も自宅通学できるように地域の学校を整備すること、また特殊学校のみならず一般の地域の学校においても専門教員を拡充すべきことなどを提言した。

これにあわせるように、1981年に、「障害者法」(Disabled Persons Act) が制定され、道路、交通、サービス関係といったより日常的な生活レベルでの人的社会サービスの充実がはかられた。具体的には、「道路交通規制法」(Road Traffic Regulation Act, 1967) 等の改正にともなって、道路、交通手段の利用において、障害者に対して特別のサービスが提供されることになった。その施策は、障害者の社会参加への条件を現実的に整備する基礎となるものであった。

1986年の「障害者(サービス、相談、および代理)法」(Disabled Persons [Services, Consultation and Representation] Act 9) は、障害者の権利を守る代表(代理人や同伴者)の承認、1981年の教育法にあわせた障害児の全日制教育に関する自治体の責任の確認、6ヶ月以上精神障害の治療を受けた患者の退院にさいしての病院による自治体への文書の報告規定などが定められた<sup>35)</sup>。

#### [法令成立とOUの支援システムとの関連]

これまで法令の成立を時代的に概観してきたが、OUが誕生したのは1970年代のはじめである。この頃、「慢性疾患及び障害者法」が成立し、地方自治体には障害者サービスの充実が求められ、大学等の高等機関は障害者の受け入れを積極的に行うように指示されるの

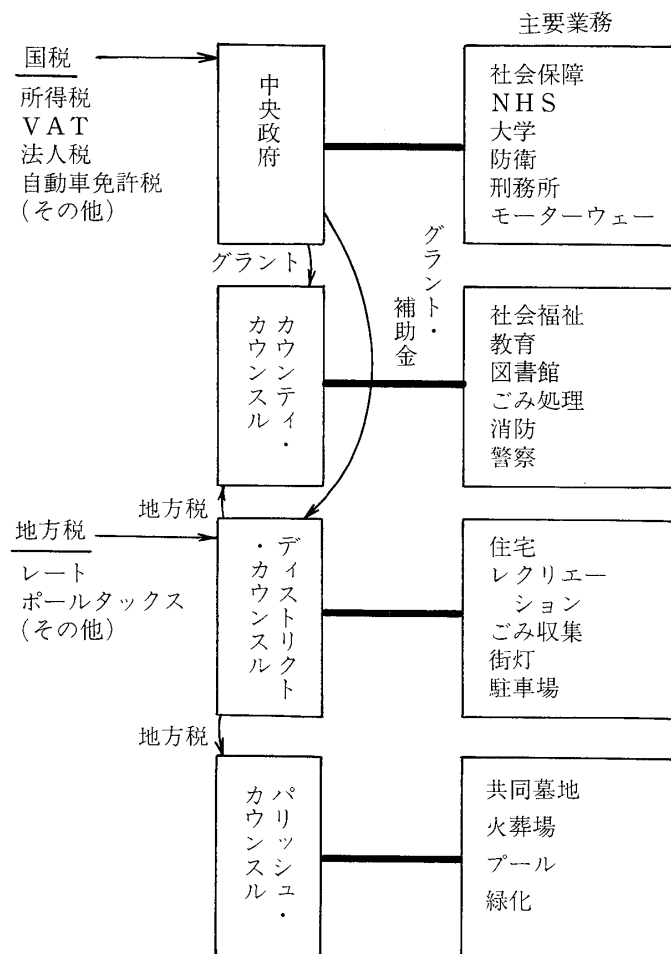


である。しかし、法令の成立と実行には、常に時間的なずれがあり、地方や大学によってはこうした配慮が実行されるまでに長い時間がかかった所も多い<sup>36)</sup>。したがって、OUの障害者学習支援システムは画期的な試みであり、時代の先端をいくものであったといえるだろう。

また1981年の障害者法による、地方自治体における交通部門での障害者へのサービスの促進等は、OUの障害学生の学習センターへの通学やサマースクールへの参加に利用することが出来るために、OUにとっても直接的に意味のあるところである。

## 5. 英国の福祉の構造

英国の社会福祉政策は、西ヨーロッパ、米国、日本といったいわゆる先進諸国の福祉政策を概観したときにどのような位置にあるのだろうか。小松隆二<sup>37)</sup>は、「西ドイツ、フランス、ルクセンブルグ、スウェーデンのように進んだ西欧諸国に及ばぬ水準にとどまっている政策、制度、サービスも少なくないが、米国や日本などを対象に含めると児童に対する社会政策、社会保障、福祉のどれをとっても長年の経済的、また福祉的蓄積のおかげで社会福祉全般においては英国は先進工業国の中でなお先頭グループの一つに位置する内容と水準を保っている。」と述べている。



第1図 中央・地方政府業務分担

### [福祉行政の構造]

英国の生活と福祉にかかわる社会保障や社会福祉における中央政府と地方自治体の行政上の役割分担は、第1図のようにまとめられる。

1988年現在、イングランドとウェールズには、まず広域自治体として、大ロンドン地域、6大都市(これらは、この下部組織に多数のカウンシルを擁している)他に53のカウンティが存在している。また、カウンティを構成する地域自治体として369のディストリクトまたはバーローが機能している。

### [国(中央政府):保健省、社会保障省などの管轄]

社会福祉行政全般に対する責任主体として、全国、全地方に対する一般的政策の策定をとりしきっている。社会保障省の地方出先機関である社会保障事務所は児童手当、生活保護など所得保障の範囲において、福祉対象者への給付、サービス活動を行い、地方自治体への奨学金や補助金を提供して地域の福祉行政、活動に対する間接的な財政援助をおこなっている。また全国的なボランティア団体への助成等もしている。

### [カウンティ:社会サービス部の管轄]

英国の社会福祉的な人的サービスにおいては、地域社会に根ざした地方自治体の役割が、民間のボランティア活動と共に伝統的に大きな位置を占めてきた。児童、老人、障害者、貧困家庭、ホームレス等に対する社会福祉といったサービスの政策、活動、サービスの提供等は、カウンティが中心的な役割を果たしている。それぞれのカウンティは中央政府から自立性を有しているため、おのずとカウンティごとの独自性や特色も強くなっている。

地方行政制度をみることなしに、英国の児童福祉、ひいては社会福祉の実態も、それに対する具体的な政策や実践も正しく語る事ができないほどである。

ディストリクト:中央政府からの援助や補助金と、独自のレートや住宅家賃収入などを財源にして、住民生活の維持、改善にかかわる企画と実行をおこなっている。社会福祉関連では、住宅サービス、ごみ収集等の生活と密着したサービスを担当している。

### [NGO;民間ボランティア活動の役割]

民間ボランティア活動は、障害者福祉における一般市民の理解や協力の程度を知る上で、また障害者がどの程度その地域社会に受け入れられ社会に参加しているのかを知る上でも、重要なバロメーターといえる。

英国の障害者福祉にあっては、民間のボランティアや福祉団体の果たす役割は大きな意味を持っている。NGO団体の役割は、補足的協力的な役割、あるいは基礎的ないしは媒介的役割が中心となることが多い。NGOが独自に展開した活動が、後に公的活動の範となるようなケースも多々みられる。

現実にカウンティをはじめとする地方自治体は、さまざまな方法でボランティア団体と協力関係にある。日常的な政策実施レベルでの協力はもとより、人的交流も盛んで、行政のスタッフがボランティア団体や個人と結びつき、地域に新しいサービスを作りだすこと

もしばしばである。資金面でも、物質面でも両者は相互に支あっているといえる。

[地方自治体、NGO のサービスと OU の障害者学習支援システムとの関連]

OU の障害学生についても、その学生がどこの地域に居住しているか、ひいては、その地域での NGO の活動によって受けられるサービスが随分と異なっている。

たとえば、障害者の為の生活ハンドブック、車による移動サービス、視覚障害者の為の朗読サービス、障害者の自助をたすけるグループ等は地域によって様々である。

OU の活動に直接関連したことでは、地方によっては自治体が、OU の学生新聞の無料朗読テープ化を行なっているところもあるし、OU 学生新聞の地方版を作り、このテープ化に取り組んでいるところもある。まさに、NGO をどのように巻き込むでいくかは、他の国々が公開大学において障害者サービスを行う場合も鍵だといえるであろう。

## 6. 障害児の教育

現在、英国では、すべての児童に対する義務教育の実施が公的責任とされている。可能なかぎり障害児もおおのの地域で誰もが経験するのと同じ生活を送るべきであるという考え方のもとで統合教育が推進され、19才までは地元の一般の学校に通うことを権利として認めており、それを可能にする方策を講じている。

ただし、重度の障害児は一般的には寄宿舎つきの学校や特別学校で教育を受けることになる。盲聾の児童も整備の整った学校に通うのが通例である。現在、障害児のための専門の特別学校は、およそ2,000弱（イングランドのみで1,500）その80%が地方自治体などが運営する公立学校である。特別学校の生徒数は、短期在籍児童を含めると、およそ20万人といわれるが、フルタイムの生徒のみでは第8表のとうり12万人強である<sup>39)</sup>。

表7 特別学校数（イングランドのみ）

年次	1976	1981	1982	1983	1984	1985	1986
学校数	1,545	1,593	1,571	1,562	1,548	1,529	1,493

出典：DHSS, *Health and Personal Social Services for England*, HMSO, 1987.

表8 特別学校（障害児）生徒数

年次	1961	1971	1976	1981	1985	1986	1987
生徒数	77,000	103,000	149,000	147,000	134,000	128,000	123,000

出典：UK CSO, *Social Trend 19*, HMSO, 1989.

障害児のうち、教育という視点から見る場合の最大の対象は、学習面で遅怠している知恵遅れの児童であるが、彼等も原則として地域の一般の学校に通う。しかし、これには賛否両論があり、父兄の判断によって特別学校に通う生徒もみられる。

なお重度の障害児のうち、たとえば、学校に行けず、入院しつづけているような児童に対してもカウンティレベルの自治体は、教育上の責任を有している。この点は明確になっており、その為には特別な病院における授業の実施、病院や家庭への教師の派遣、盲聾児

に対する点字図書はもちろん学習用具、機材の提供などもおこなわれている。

## 7. 中等教育以後の障害者教育

英国における障害者の高等教育の問題は、やはり他の多くの国と同じように障害者の雇用との関係においてほとんど閉ざされているとあって良い<sup>40)</sup>。障害の種類と程度によるので、一概にはいえないが、障害児は学校を中退しがちで社会保障に頼った暮らしをせざるをえないケースが多い。障害児が通常の児童の義務教育終了年齢17才に比べて、2年長い教育期間を受ける権利が法令で保障されていることさえ、あまり良く知られていないという<sup>41)</sup>。

### [職業訓練コース]

若年の職業訓練や雇用促進の為につくられた政府のプログラム (The Youth Training Scheme of the Manpower Services Commission : 略して YTS 1986) には、障害者の為の特別のコースを設け、2年間の職業訓練を行っている。このプログラムには、21才までなら誰でも参加することができる。

障害者コース参加の資格は、以下の事柄である。

- (a) 身体的、精神的、知覚障害者を対象にする。
- (b) 中度および重度の学習障害を持ち、労働市場で、大きな不利を持つ者
- (c) 16才から21才までの者
- (d) 職業安定所のスタッフによって推薦をうけた者
- (e) 職業安定所の専門官あるいは、障害者社会復帰専門官によって、必要な場合は特別の訓練に対する奨学金を援助してもらえる者

障害者コースでのサービス

- (a) コミュニケーション補助機器の貸出：補聴器、音声拡大機器、ビデオ画面装置
- (b) 手摺、車椅子用のエレベーター、移動に便利な大きなドア、最高6,000ポンドまで費用援助
- (c) 視覚障害者のための個人的な朗読者の手記と訓練期間中の費用負担
- (d) 聴覚障害者のための手話通訳者の手配と訓練期間中の費用負担<sup>42)</sup>

### [障害者の高等教育]

特別コースと特別教育

高等教育カレッジ (College of Further Education) では、さまざまな障害者にむけたコースを開いている。このカレッジは、カウンティレベルの地方自治体によって運営され、一つのカウンティにはたいてい複数が設立されており、17才で義務教育を終えた若者を始め、成人教育、あるいは外国人を対象にした英語コース等もあり、一種の公的なカルチャーセンターともいえる。3ヶ月単位の短期コースのほか、1年2年といったコースまで様々備えられている。

また障害の種類によっては、例えば視覚障害者や聴覚障害者といったグループには、特

別の職業訓練を中心とした高等教育機関が少ないながらも存在する。

#### 大学教育

障害の種類や程度や幅から、大学で学ぶ障害者の実数は掴みがたい。英国の大学が現在でも、ごく数が限られ、エリート主義の伝統を色濃くひきずっている為に、一般の市民にとってそのまま、身近な存在とはいいがたい<sup>43)</sup>。したがって、障害を持つ者にとっては、一般的にまだまだ遠い道程といえそうである。

そうした状況の中で、王立盲人研究所がまとめた盲人の高等教育白書には、過去15年以上にわたる大学への進学率や専攻科目、ドロップアウト率等が詳細に報告されている。

報告によると、上記のような大学の伝統的閉鎖性にもかかわらず、日本の視覚障害者の状況と比べた場合には驚くべき進学率を誇っている。この論文の最後にそれらのデータの幾つかを参考の為に掲載しておく。(Appendix)

#### [障害者の高等教育とOU]

一般の障害者にとっては、義務教育後の生活の自立につながる職業訓練の方に眼がむくのは当然のことであろう。大学を苦勞して卒業してもなかなか職業と結びつかない点は、多くの国の障害者教育にとっても切実な問題である。

このような社会状況の中で障害者を優先的に受け入れ、学習をさまざまな角度からシステムティックに支援し、しかも一流大学の学問水準を保っているOUは英国のみならず世界的に画期的な試みをおこなっている大学と言えよう。

### III. 英国の障害者をめぐる社会史

第1章および第2章では、OUの障害者学習支援システムをとりまく、現在の障害者の定義や分類、また英国の福祉や行政を考察してきた。本章では、英国における障害者福祉や教育の歴史的生成過程を概観しながら、“障害者”という概念の誕生を社会史的な観点から考察する。

#### 1. 社会と“障害者”

フランスの歴史学者で心性の歴史に初めて注目したアリエスは、——生、死、性、出生といった領域の全体が生物学的なものと考えられ、文化以外の自然の性質に属し、変化しないものとみなされていたために、現在にいたるまで歴史家にとり上げられないでいた——とし、——身体にかかわることは、生物学にも属していると同時に社会的な意識の在り方にも属し、自然に属すとともに文化に属しているカテゴリーの現象である<sup>44)</sup>——と述べている。このアリエスの指摘は、“身体の障害”というカテゴリーというものについてもあてはまるのではないだろうか。わたしたちは今日、“障害”というものを生物学的な身体機能の欠損や不全としてとらえることに何の疑問も採たない。そればかりか、そうした人達が現代医学の名のもとに“厳密”なカテゴリーに振り分けられ、等級づけられ、社会の中に位置づけられていることがあたかも社会や歴史と関係なく、アプリアリに存在するか

のごとくふるまっているのではないだろうか。“障害”が、生物学的な身体の機能と密接に結びつくものであることは否定できないが、それを取り巻く時代の社会環境や人々の眼差し、サポートする技術の有無によってその扱われ方も社会的な意味も異なってくる。

視力を例にとりて考えてみよう。現在一般的に多くみられる近眼の人は、眼鏡が開発される前は、社会や時代によっては一人前の人間としての扱われなかったにちがいない。特に遠くの雲の変化や、地平線から立ち現れる動物の群れや、水平線上の波の動きを発見することが生命活動を維持することと密接にかかわっていた時代や社会では、近眼は食物採集能力に致命的な欠陥をもたらすことになる。しかし、現代のように文字情報への依存度が高く、コンピューター画面と向き合うことが重要な経済活動の一環となった社会では、視力の低下は増長される。より高度な眼鏡やコンタクトレンズの生産技術とあいまって、ここでは視力の低下は特に驚くべきことではないばかりか、情動的生産量と比例するある種の社会的ステータスといえるかも知れない。また、原始時代の人間の肉体の機能や知覚能力と現代のそれらと比べた場合、我々はほとんど“障害”のかたまりとさえ言えるかもしれない。要するに、身体的機能の不全は当該社会の環境や技術、価値観によって考え方も捉え方も異なるのである。

こうした社会人類学的な解釈の重要性を意識しながら、次に西欧における“障害者”へのまなざしの変遷を探ってみよう。

## 2. 西欧における“障害者”への眼差し

ヘック<sup>45)</sup>は、西欧における心身障害者観の変遷を、(1)絶滅策をとった時代、(2)嘲笑視した時代、(3)身体的保護を試みた時代、(4)教育の時代と4つの時代に大きく区別している。いうまでもなくこの時代区分は、単純な進化論的に歴史の中で段階的に進んできたとはいえないが、我々の社会の中にも異なる態度や眼差しが共存していることは否めない。

(1)の絶滅策時代は、心身に障害を持つ者や病者は、罪や悪が肉体をとって、この世に具現化されたものと考えられていた。ギリシャ、ローマ時代にはこうした人々は悪魔の申し子として火あぶりにされ、汚れたものとして追放のうきめにあった。かの有名なスパルタではより強い、より優れた国家や人間社会の建設のために弱い子や異常な子供は社会から葬りさられたといわれている。こうした障害者や病者を排除し、抹殺しようとする思想は科学や医学の進歩によって消滅の方向に向かうどころか、ある意味ではかえって科学の持つ“公平性”や“客観性”の名のもとに助長される危険をはらむことになる。

第二次世界大戦当時、世界の先端医療技術を誇っていたドイツ帝国において、“健康政策”という美名のもとにおきた障害者への抹殺政策が、やがて人種政策となり特定の人種、ユダヤ人をこの世から抹殺する大量殺人計画へと発展したことは記憶に新しい。

ヒトラーは『我が闘争』の中で、彼の推進する民族主義的世界観は、人類の意義を人種的根源要素において認識するものであり、人種の価値に優劣があることを認め、宇宙を支配している永遠の意志によって優者、強者の勝利を推進し、劣者や弱者の従属を要求するのが義務であるとしている。ここで注目すべきなのは、「……この法則がすべての個体にま

で適用されることを信じるのだ。それは単に人種間に、ある種々の価値の差異を認めるばかりでなく、また一人ひとりの人間にも差異があることを認めるのだ。群衆の中から、民族主義的世界観のために、個人の重要性がむきだしになる。」とし、人種間の優劣をつける思想が、個人レベルにも及び障害者や病者を排除しようとする思想と通底していることを示している。

米本昌平は、『遺伝管理社会』<sup>46)</sup>の中で、「最近のナチス研究では、身体的にきわめて重い障害をもって生まれてきた子の父親が、ヒトラーに手紙を書き、安楽死の許可を訴えたことに始まる、重度障害者の殺害から、成人の精神病者の殺害を経て、ユダヤ人絶滅収容所の建設に至り、体系的殺害が施設の規模、殺害方法、死体の処理などの点で、時間の経過と共に着実に拡大し、発展していることが判明してきている。」とその冷静な計画性を強調し、こうした大量殺戮を単にヒトラーとその時代の“狂気”といった言葉でかたずけてしまおうとする風潮や歴史観に警告を発している。実際、19世紀に花開いたダーウィニズムや遺伝学の新しい発見が生み出した数々の成果が、ここでは強烈的な優生思想の思想的基盤として援用されていることも忘れるわけにはいかない。

今日では、分子生物学がDNA 遺伝学のめざましい発展によって生まれた診断技術(遺伝子診断、出生前診断)が、障害を持つ人々を取り巻く状況にどのような影響を与えていくのかが大きな社会問題となりつつある。時代はかわっても、スパルタの思想は医療経済や福祉への配分といった形で、あるいは科学の名のもとに様々なかたちで我々の前に立ち現れているのである。

### 3. 聖書における障害者観

英国における障害者観の歴史を振り返る前に、過去2000年に及ぶ西欧精神に決定的な影響を与え、後にいちはやく慈善の対象として障害者を扱うことになるキリスト教の障害者観を聖書の記述から読みとってみよう。

旧約聖書のレビ記には、皮膚病や癩病についての記載があり、その診断基準や宗教的、社会的扱い方の記述は驚くばかり詳細である。特にレビ記13章45、46節からは、当時のイスラエル社会がいかに彼等を汚れた者として、共同体から締め出し、社会的にも宗教的にも一般の人々から隔離し差別的な生活を強いてきたかをかいま見ることができる。ルードヴィヒ・ケラーは、著者『ヘブライの人間』<sup>47)</sup>の中で、差別は、癩病者のみならず、病者や障害を持つ人々にも向けられたとしている。彼等は、罪を背負っていると考えられ、他の人が彼等の仲間になったり、一緒にいることは恥辱であるとされていたという。こうした思想は、当時のイスラエル社会のみに見られるものではなく、広くヘブライ社会、また前述のギリシャ、ローマ時代にも共通する態度であったといえよう。たとえば、旧約聖書のヤハウェ神は、人間を病気にすることも癒すこともできる神であった。人間が癩病にかかったり、病気になるのはヤハウェ神の怒りを買った結果であり、したがって障害や病気は罪の結果として天罰と考えられていた。

新約聖書には、様々な障害をもつ人々、視力障害者、聴覚障害者、肢体障害者、精神障害者が多数、イエス・キリストとの関わりにおいて登場する。マタイ、マルコ、ルカの三

福音書に示された病気なおしの物語は、延べ115<sup>48)</sup>にもものぼることからも、いかに初期のキリストの布教活動において病癒しの比重が圧倒的なものを察することができる。中でも、ヨハネ9章は、聖書が障害者をどのように見ているかを知る上で代表的な箇所である。

「キリストが道をとっておられるとき、生れつきの盲人をみられた。弟子たちは、イエスに尋ねて言った。「先生、この人が生れつき盲人なのは、だれが罪を犯したためですか。本人ですか。それともその両親ですか」。イエスは答えられた、「本人が罪を犯したのではなく、また、その両親が犯したのでもない。ただ神のみわざが、彼の上に現れるためである。……」と<sup>49)</sup>。そしてイエスは、その日がユダヤの安息日であるにもかかわらず、病人に触れ治療を行う。

内藤俊宏<sup>49)</sup>は、このキリストの言葉から4つの意味を見出して次のように述べている。「第一に聖書は神が天地と人間を創造されたと主張していますが、神は最期にその被造物をごらんになり、「非常に良かった」と評価を下されました。つまり、神の作られたものの中で、何ひとつ不良品、不合格品はなかったのです。第二に、ところが最初の人アダムが神にそむいた為に、罪と死・もろもろの病や不幸が世に入ってきたのです。即ち、神のみわざの破壊です。第三に破壊された神のみわざは回復されなければなりません。この破壊は徹底していたので単なる改善とか修復くらいでは治まりません。私たち人間の罪があがなわれる為に、罪のない神の御独り子イエス・キリスト様が十字架の上で貴い血潮を流されなければならなかったのです。障害そのものが神のみわざではありませんが、障害者が自らの罪を認めてこのお方を個人的な救い主として信じるときにその不遇な人生が「神のみわざ」を現わすすばらしい障害に変貌するのです。第四に聖書はここで単に障害者だけの問題を扱っているのではなく、障害者を通して人間共通の問題に光りをあてていることを見のがしてはなりません。すなわち、心の中の視力が回復されるために“世の光り”としておいでになった主イエス・キリストを個人的な救い主として心の中に迎え入れることがもめられていることを一」。(傍線 筆者)。

ここでいう“自らの罪”とは、いわゆる個人の因果律の結果としてではない。その罪とは、人類全体が背負った罪であり、その罪をあがなう為に十字架にかけられたキリストへの信仰を深める契機となる。信仰によって障害を乗り越えた時、障害者こそが「神のみわざ」を現わす輝ける人生の勝利者となるというのだ。

以上は信仰者側からの解釈であるが、視点を相対化する為に、“治癒神としてのキリスト”に社会人類学的な洞察を加え、それが当時の社会にどのようなインパクトを持っていたかを考えてみたい。前述したように、ギリシャ、ローマ時代、あるいはキリストが現れた当時のヘブライ世界では、病は神の呪いであり、病者は差別され、生きながら屍骸のように拒否されていた。そこにキリストは登場し、ユダヤの絶対的な掟で定められた安息日にも、病者の家に上がり込み、自らの手で触れ治療するのである。その上、彼等こそが神の国への最短距離にあると説く時、これは、当時のユダヤ社会にとって反逆的行為と呼ばざるをえないだろう。旧約聖書のレビ記には、呪われ、汚れた病気の診断に必要な症状が細かく列挙され、そうした一連の医療行為——(検診、診断、治療、隔離、社会復帰の権限)はすべてユダヤ最高法院をとおして、集中的に祭司の手にゆだねられていたことが記載されて



いる。スーザン・ソングが『隠喩としての病気』<sup>50)</sup>の中で、病気に関するすべての神話は、病気に意味を強制することによって作られた「支配の力学」ではないかと分析している。ソングの分析を待つまでもなく、キリストの病癒しは、ユダヤ社会の支配の論理や差別のイデオロギーに対して、もっとも戦闘的な挑戦だということは明らかである。イエスの活療活動は、病者や障害者が強制的に背負わされたおそろしい社会的、宗教的呪縛を、取り除く原理として機能し、ソング流に言えば彼等を“意味の牢獄”から解放したといえるだろう。当然、こうしたキリストの反ユダヤ教的行為は、正統ユダヤを標榜するパリサイ派からは反権力の魔術師として告発され、汚れた病人や罪人との接触を理由にタブーの侵犯者として、結果的にローマ総督の血の弾圧を呼ぶことに繋がった。このことからキリストの“病癒し”が、当時の社会に過激な挑戦であったことかを伺い知ることができる<sup>51)</sup>。

#### 4. 〈慈善：Charity あるいは Almsgiving〉の贈与論的考察

贈与慣行は、互酬性を原則として、何らかのモノを送られた者は返礼をしなければならない。M. モースは、古今東西の贈与慣行に着目し、こうした慣行が全人類的な共通の人的、物的関係の原理であると論じた<sup>52)</sup>。聖書のルカによる福音書第14章には、この互酬性という観点から当時の人々の障害者への眼差しを読み取れる興味深い記述がある。

「また、イエスは自分を招いた人に言われた。「午餐または晩餐の席を設けるばあいには、友人、兄弟、親族、金持ちの隣人などは呼ばぬがよい。恐らく彼等もあなたを招きかえし、それで貴方は返礼を受けることになるから。むしろ、宴会を催す場合には、貧しい人、体の不自由な人、足の悪い人、眼の見えない人などを招くがよい。そうすれば、彼等は返礼ができないから、あなたはさいわいになるのであろう。正しい人々の復活のさいには、あなたは報いられるであろう。」<sup>53)</sup>

阿部謹也は、「宴会への招待も贈与であり、贈与には返礼として招待が行なわれるのがユダヤ社会においてもルールとなっていたのであろう。しかし、イエスはユダヤにおける贈与慣行をふまえながら返礼できない人に対する贈与には、彼岸における救いという返礼が天から与えられると説き、イエスの彼岸思想を贈与慣行をふまえて説明したのである。」<sup>54)</sup>として、こうした考えが中世の修道院や大聖堂建立などにつながると述べている。

モースは、セム人の道徳観念の系譜を、「当初は、アラビア人のサダカ (sadaka) は、ヘブライ語のセダクア (zedaka) と同様に、もっぱら正義を意味していたが、後には、それは喜捨の意味に変わった。エルサレムで〈貧民〉が勝利を得たミシュナの時代に、キリスト教と回教でもって世界中を席卷した慈善と喜捨の教義が発生したといえることができる。zedaka なる用語がその意味を換えたのは、この時代である。」<sup>55)</sup>と述べている。これは、ユダヤ社会の中に慈善の観念がなかった事を意味してはいない。貧しい者に収穫の一部を分け与えたり、病になった親族から返済を強要してはいけない等という掟が存在していた。しかし、彼岸の存在に重きをおかないユダヤ教では、これらはすべて“The Law of Holiness”からくるものであった<sup>56)</sup>。キリスト教は、“彼岸における救済”という回路を互酬のルールの中に設けた。これが古代からあった供養の観念と混ざりあって慈善という観念が発展したのであろう。

イエスの言説はユダヤ社会の贈与慣行に対する強烈な異義申し立てであり、それが互酬性のルールという人間社会のコミュニケーションの根幹にふれるものであるだけに、ユダヤ社会にとっては、前述の病癒し以上に危機感をつのらせるものとなったに違いない。

ここで特に興味深いのはイエスの言説から、当時障害をもつ人々は贈物に対して返礼ができない、互酬性のルールから外れた人として扱われていたことを読みとることができる。モースの収集した世界各地での民族誌の記述を待つまでもなく、返礼は強制的なものにしていなくても、いや強制されないがゆえに、人々の“尊厳”や“名誉”の観念を刺激する。ゆえに、返礼できない人は、社会で最も恥しらずで不名誉な人となる。障害や病気が罪や汚れと考えられていた裏には、こうした社会的な存在として互酬性のルールから外れざるを得ないという現実があらゆるレベルでの差別に影響していたのではないだろうか。

## 5. 英国における障害者の福祉の歴史

教育は、社会構造や社会関係の変化、その時代の社会思想と色濃く関連するものである。したがって、教育を歴史的に考察するには、教会、国家、あらゆる社会、政治運動、社会階層の変化や、家族や人口動態、社会的要請などと絡みあわせて見ていく必要がある。ここではそのような全体像を把握するといったことはできないが、幾つかの社会的に重要な観点、貧困層の生活、児童労働と児童観の変遷等を踏まえながら英国における障害者教育の生成過程を検討してみたい。

社会の中で障害者への福祉政策の成長は、まず第一に障害者の特定の要求や、障害者の特定グループの要望は、社会全体にとっての広い利益を促進し、保護することと一致するのだという認識がいかに発展するかにかかっている。英国において障害児、障害者の福祉政策がこのような総合性をもった視点から展開されるようになるのは、第二次世界大戦後のことである<sup>57)</sup>。しかしそれ以前の歴史の中には、ばらばらで不統一ながらも、慈善的視点、救貧政策の一部、教育という視点からの対応がみられてきた。まずは、それらの視点を踏まえ、障害児の教育がどのように社会政策の対象となるに至ったのかを概観してみよう。

### [慈善的視点：貧民としての障害者]

前章で述べたように、キリストはそれまでのヨーロッパ世界における病気観や障害者観を病癒しや慈善という観念によってラジカルな変革を試みたわけであるが、だからといって、古くからある病気＝汚れた者、呪われた存在という観念がヨーロッパの人々の日常感覚の中から一掃されたわけではなかった。中世は飢饉、伝染病、戦争が渦巻く時代であった。とくに、14世紀半ばにヨーロッパ全土を襲った黒死病は、おそらく3分の1以上の住民を消滅させたといわれている<sup>58)</sup>。癩病の患者も街の角々に横たわり、人々は襲い来る死と病の影に日々脅えていたのだろう。病気や障害は貧困と死に直結した不幸であり、いかにキリスト教の教義や聖書が公けに否定しようとも、庶民のそれらを恐れ忌む気持を取り除くことはできなかった。

身体に障害を持つ者は、都市が形成され人の往来が盛んになると、俄じかけの見せ物小屋で身体の奇形を売物に格好の見せ物として好奇の眼差しの的となった。彼等にとっても、

物乞以外の重要な生活手段は、見せ物として晒し者になることぐらいでしかなかったのかもしれない。別役実<sup>59)</sup>は、五体満足な者より不具者のほうが、見せ物としての演劇的な力を持っているのは、単にコッケイだからとかドギツイからということではなく、そうした身体ゆえに、“立つこと、歩くこと”といった彼等の行為が観客の日常的な意味での身体行動に対する批評を内包させている点が、演劇としての豊かな形象といえると述べている。日常では嘲笑される存在が、舞台上では逆に観客の依りどころの日常感覚に対しての批評を含むことは劇的であるが、またそれゆえに日常での差別は助長される。ここではこれ以上深く立ち入らないが、身体と演劇性、差別性は人類共通の問題だけに興味深い。

そうした中で、キリスト教の教会や修道院が早い段階から、社会救済的な機能を持ち、乞食・寡婦、孤児、病人に対して施しをしていた事実が多く古い僧院の記録から伺い知ることができる<sup>60)</sup>。また、托鉢修道会のように乞食となって生きることにキリスト教の意味を見出した放浪の僧の世話をすることも僧院の重要な仕事であった。したがって中世における教会の慈善事業において、一番大きなウェートを占めていたのは貧民の救済であった。

阿部謹也<sup>61)</sup>によれば、「中世の人間にとっては、病気だとかあるいは貧乏だとかこれは大変な大きな問題だったのです。……中世の貧民の範囲というものを調べていきますと、土地をもっている人間も貧民に入っています。どうして貧民なんだろうと、考えていきますと、これはやはり判って来るわけで、家畜が病気になったり、本人が病気になったりしたらもう保障がないということなんです。通常的生活を維持するもができなくなるのです。乞食になるしかない。そして乞食になったら他の人に恵んでもらうしかない。それだから潜在的な貧民なんですね。」と、貧困がいかに社会の中に蔓延していたかをのべている。

言い替えれば、病者や障害を持つ者はおしなべてこの貧民というカテゴリーの下に組みこまれており、この時代の障害者は社会的救援を必要とする一つの対象グループとしては見なされてはいなかった。シェークスピアの劇の中に登場する墓掘り人夫たちや、ビクトル・ユーゴーの『ノートルダムのせむし男』からも、当時の教会や修道院にはいかに多くの障害を負った人たちが下働きの人夫として人のいやがる仕事をしていたことが推察される。日本の中世でも神社仏閣、散所が貧民や病者に同じような機能を果たしており、彼等は聖なる場所にすみつく卑しいものという両義的存在として庶民にみられていた。同様の感情が西欧でもみられたのではないかと想像力をかきたてられるが、ここでは踏み込まない。

#### [中世におけるヨーロッパでの慈善活動の特性]

こうした中世におけるヨーロッパでの慈善活動には二つの特性がある。第一に、中世の世俗権力は貧者や弱者への配慮という視点をほとんど持ちあわせていなかった。それらはすべて教会に委ねられ、実際教会のみが慈善活動の唯一の機関であったといっても過言ではない。第二に、慈善を行う教会や僧院間での協調的な活動の試みといったものが欠如しており、体系的な福祉というものからはかけ離れていた。こうした協調的姿勢の欠如は、慈善の目的自体が、行う側のあの世での救済であり、対象そのものに関しての興味はいたって希薄であったからである<sup>62)</sup>。

英国では、教会の教区制が強かったためか、他のヨーロッパの国々と比べては、より体系的な慈善が教区を単位とする地域ごとに行われていたようだ<sup>63)</sup>。しかし英国における教会系の慈善活動も、宗教改革の結果下火となっていった。従来の僧院の多くは解体され、それで庇護を受けていた貧者や身体の不自由な人々は放りだされた。やがて彼等は増大する失業者の群れと一緒に街にあふれた。こうした状態は、17世紀に救貧的措置が政府によってとられるまで続くことになるが、かえって市民にとっては、慈善が個人的良心や知恵として重要であることに気付く契機となったとも考えられ、後の英国の福祉観に大きく影響を与えたともいえる。

ヨーロッパ中世における救貧対策は、単に貧しい者に食物やひさしを与えることから、やがて本質的な救済策は教育にありと認識するにいたる。次に、貧民の教育問題に言及した宗教者や行政側の有名な記録を紹介しよう。

1536年、かの宗教改革者、マルティン・ルターは「若者が貧しさから逃れ自活する能力を得る為に教育を提供することが大切である。」と教会の布告の中で強調している。この10年前の1526年には、ブリュッフェ市の長老は、失業者の為に手を技能をみにつける仕事を提供し、病者や貧しい老人を保護し、孤児や貧民層の子供たちが将来仕事につけるように教育を与える事の必要性を叫んだと記録されている<sup>64)</sup>。

#### [社会政策としての救貧対策]

歴史的に社会政策は、その社会や時代が持つ固有の価値観や特有の問題に影響され、その社会の文脈の中で形成されざるをえない。よって、社会政策とはその時代の人々が社会そのものをどう捉えているかを映し出す鏡のようなものといえる。

#### [社会背景]

ここで簡単に社会政策としての救貧法が出てくる時代背景を考えてみよう<sup>65)</sup>。16世紀の英国は、絶対王制の時代を築き、スコットランドとも王族の婚姻をとうして堅固な関係を固め、経済的にも、羊毛生産、繊維工業、冶金工業、漁業を発展させ、港湾貿易等を通じて商業活動も活発になっていた時代である。しかし、エリザベス女王（1558～1603）の時代になると不況の嵐がおそってくる。

ヨーロッパ市場の喪失とも重なって、統治の末期には、都市、農村の最下層の人々が不満を爆発させることもあった。価格革命の到来、資本主義の誕生、ギルドの再編、対スペイン戦争遂行の財政負担といった政治、経済的問題がそうした不満の起爆剤となった。とくに1595年から1598年には暴動が多発している。このエリザベス女王の時代は1603年に終わりを告げるが、その2年前、エリザベス救貧法（Poor Law 1601）が施行された。

この法は、それ以前の貧民救済のための種々の法令を集大成し、その後の英国における救貧法の基本原則となった。15,000以上のパリッシュ(教区)から643の連合が作りだされ、これらの連合には救貧所（Work house）が設置され、貧民が収容された<sup>66)</sup>。救貧所での生活は、救貧所以外で扶助を請けずに自活する最も貧困な労働者の生活よりも条件を悪くされた。食べるものといえば、肉や新鮮な野菜は皆無に等しく、じゃがいもと粗末なパンと

オートミールだけであった。ここでは、個人の所有物は一切認められず『救貧法のバステューユ地獄 (Poor Law Bastiles)』とさえ言われ、エンゲルスは、この状況をなじっている<sup>67)</sup>。それでも、人口政策で有名なマルサスは、「すべての人に自分のことは自分で心配させ、自由放任主義を徹底的に実行するのが一番良いことである。」とし、この法さえも必要のない悪法と糾断している<sup>68)</sup>。

#### [19世紀の救貧対策]

国際市場の影響は、必ずしも職のない者は怠け者という図式では、貧窮対策を単純化することはできなくなってきた。例えば、農業を例にとると、新世界からの輸入作物の方が廉価で高品質になると、農業地帯での失業が増大しはじめた。これにより、農業の失業者が、効外に建設された新しい工業地帯に流入する。時はまさに産業革命華やかかりし頃、植民地でとれた綿花や羊毛から繊維産業が急速に成長しはじめ、英国は自らを世界の工場と化していった。しかし、産業化が進んでも、就業率は国際市場における特定の生産物の需要や供給によって大きく影響され、もはや自国のコントロールがきかないものになっていた。この時期からコントロールができない巨大な世界市場というものに、労働者は振り回され始めることになったのである。それでも、19世紀の工業社会英国では、健常者が職を求めれば、就労は可能であり、職のない貧者は怠け者にすぎないと基本的には考えられていたのである。18世紀、19世紀の英国では、国家の利益を導く最大の価値は“経済の合理性”であったからだ。

1834年に、哲学者 Edwin Chadwick が作成した救貧法の修正案 (The Poor Law Amendment act of 1834) が施行され、貧民層に対して集合的な配慮がなされるようになる。この法の基本姿勢は、前述したとおりの「怠け者ゆえの貧困」という域から出ることはなかったが、健康な貧者を早目に救い、彼等を国家に役立てるような労働力に変換することは、国家の役目だと考えられた。この頃の法令集からは、就労の有無は個人の責任であるという考えをもとにした政策からは、真の貧救政策にはならないという証拠が数多く上っている<sup>69)</sup>。

この頃の貧民の状況を示すものとして、救貧法修正案の提案者である Chadwick の共同作業、Dr. Southwood Smith の貧民層の詳細な調査の一端を紹介しよう。この調査は、1842年に27,000人の貧者を対象にしたものだが、このうち、半数以上が熱病の為に貧困になり、病気の原因は不衛生と水の汚れであるとしている。3分の2以上の所帯が下水道設備がなく、汚物やゴミの処理が適切に行なわれておらず、その上、ゴミを入れるバケツも水を組むバケツも区別はされていなかったという<sup>70)</sup>。また、上水道もほんの少しの所帯のみにひかかれているだけであった。こうした行政の不備は、1888年、1984年の自治体法 (Local Government Acts) によって、上下水道設備が地方自治体の責任のもとで確保されることになる。

救貧法の貧弱な枠組にもかかわらず、19世紀後半は貧窮者を助けることよりも、貧窮におちいることを防止することが強調されるようになる。病院や、施薬所が設置され、職にありつけない貧困者そのものが援助の対象になるということよりも、共同体の中で低い賃

金で雇用されている貧しい者たちが対象にされるようになった。彼等の病気を治療し、職場に復帰させ健康を維持させることに努力が払われるようになった。また障害者や病者に眼をむければ、救貧院の付属の診療所や施薬所で手当を受けていた。彼等は健康な貧者に比べて、無力な貧者としてある程度ましな手当を受けていたといわれるが、こうした恩恵は、寡婦、孤児、老人というカテゴリーに付随するもので、障害者はまだ公的なカテゴリーとしては扱われてはいなかったといえる。

ここで英国の初期の社会福祉政策について、特徴をあげてみよう<sup>71)</sup>。第一に、初期の社会福祉の視点は救貧政策にあったことである。第二に、福祉の分配政策は、国の経済と、国民の管理を円滑に行なう事を目的としていた。そうした扶助は、教会による慈善事業を国家が援助する形で行われていた。福祉の必要性を訴える場合、たとえそれが人道的な動機によるものであっても、広く大衆や政府の支持を得るためには、経済効率の観点から説明することが最も説得力を持ちえる時代であったといえる。

第三に、この時期、貧者の子供の教育の必要性が表だって言及されはじめ、また同時に怠け者には仕事を与え、病者は病者で保護をしようとした。こうした貧者の分類は、1601年の貧窮法の中で、病者、老人、寡婦、障害者、怠け者といった形で始まっていたが、国際市場の競争激化にともなって、健康な貧者を効率よく労働力にふりむけることからますます分類が進むようになった。

貧民の教育に公けに初めて言及したのは、聖職者ウィリアム・シャープ師である。彼は、1755年に礼拝の中で彼自身が著した『Suffer little children』を引用し、貧窮した子供達に教育を与えることは、大きい見返りを期待できると強調した。彼は、貧者の子供を野放しにしておくと、怠け者で嘘つきな野蛮な人間になるが、技能とキリスト教の信仰を与えれば、恩義を感じる勤勉な市民になることができると説いた<sup>72)</sup>。

#### [救貧対策からの児童の保護と教育へ]・この時代の児童観と児童労働の実態

児童の保護と教育に関する政策決定の背後には、政府が親達の監護や保護に子供達をそのままかせきれないと判断される程の苛酷な児童労働や悲惨な児童虐待があったと推定される。それでは19世紀の児童観とは一体どういうものであったのだろうか。

19世紀の中葉の児童労働の実態を調べた報告書の一つにニューキャッスル委員会報告書(Newcastle Commission Report, 1961)がある<sup>73)</sup>。その中で調査者達は「19世紀以前の哲学や法令をいくらさがしても児童というものに特別な身分を与え、児童の身体的、知的未熟さからおこる児童のニーズを規定したものをさがしてもそれは徒労に帰するだろう。」と記している。「肉体的により無力で、経験の浅い子供達は社会の一つの劣等な部分と見られていた」、「子供達は明らかに家族を支える労働の部分であり、資産であった。」等とも記してある。

1886年に親子関係の規定をさだめる法令、(Guardianship of Infants Act 1886)<sup>74)</sup>が施行される。これは、母親にも教育権を認め、さらに親子の身分関係を転換するものであった。それまでは、父親の「物」、あるいは財産として、所有権の対象とされてきた庶民の児童が少しずつ人間扱いされるようになり、教育権にかかわる親子の関係も子の方に重点を移し

かえる考え方に転換されてきた。教育権の保障という面では親の後見としての義務を履行するための機能として考えられるようになってきた。

ちょうどこのあたりの悲惨な光景を描いた作家にディッケンズがいる。彼の小説「オリバー・ツイスト」に登場するのは、鬼畜のような親方に誘拐されて朝から晩まで、犬のように働かされる子供達や、ずた袋のような着物を着せられ、皿をもって物乞をする救貧院の孤児たちである。わずか5～6才の子供が朝から晩まで拷問といってもよいような煙突掃除をさせられていた光景は、決してめずらしいものではなかった。細い煙突を掃除するには実際に子供が便利であった。賃金は安い上、ずた袋を頭からすっぽり被せられて、おちてくる排塵にまみれながら一日じゅう煤を掃除する。窒息死するものも珍しいことではなかったようだ。産業革命後のロンドンの煙突はこうした児童の苛酷な労働によって機能を維持していたといっても過言ではあるまい。

ここに今ひとつ、興味深い資料がある。1839年の全イングランドの毛織物工場で働いている従業員31,632人のうち、18,416人の半数以上の者は18才以下の小女であり、成人13,216人のうち10,192人は女性、成人男性はわずか3,000人にすぎなかった。女達は朝、6時から夜7時半までの12時間労働をさせられ、わずかな教育の機会といったら、日曜学校で字をならう程度だったという<sup>75)</sup>。

以上に上げた例は児童の苛酷な労働状況の一端を示すものであるが、ここで出てきた教育の重要性にもう一つ皮肉な見方をすれば、教育が工場主たちにとって利益増大に繋がるといった経済効率的な見方もされるようになったからである。労働児童に対する教育の結果、予想以上に柔順になった児童を労働力として雇用することができるという経験を重ねたからだ。「教育」の為に一時的に児童を学校に奪われる損失よりも、「教育による柔順な労働力の確保の利益」の方がまさっているという「注意深く計算された啓蒙」として、国家は労働階級の教育の充実をはかっていったともいえる。

## 6. 公教育政策の発展

### [公教育の義務化]

障害者というカテゴリーは、医療や福祉という面よりも、教育面での充実を計る過程で社会政策の対象として生成されていった。そこで、公教育普及の立場から、障害を持つ児童がどのように扱われていたのかを法令をたどりながら見てみよう。

英国における教育は一部特権階層のものとして、教会と強固に結びつけられ、これが伝統となって固定化されており、児童の教育は、長い間民間団体に委ねられていた。

英国における障害者に対する組織的な教育の開始は、まず1760年に Braidwood, T.R の努力により、聴覚障害児の教育が始められ、視覚障害児の学校も1791年にリバプールに開講された<sup>76)</sup>。1830年代から40年代にかけてはこのような学校や施設が私立ではあるが増設されていく。英国の公教育の成立は、1870年の Elementary Education Act、そして1876年法、1880年法を通じて整えられていくのである。

ここで、19世紀の公教育に関する法令の成立を年代順に追ってみよう。1833年に労働者階級の貧困児童の救済の一つの手段として、学校建設補助金の形で国家が2万ポンドの国

庫補助金を支出した。その後、年を経るにつれて次第に増額されるようになった。1839年にその補助金の使途を監督する為に「枢密院特別委員会」(Select Committee of the Privy Council on Education)を設けた時点で、国家が初めて庶民、労働者階級の児童の教育に介入しはじめることになる。この2万ポンドは、当時の直接的な救済費の総額と比べて問題にならないくらいの少額であったとはいえ、長い英国の教育史の中で画期的な変化であったといえるだろう。

#### [公教育の義務化]

1870年に初等教育法(Foster Act)が制定される<sup>77)</sup>。これは、下層の労働者階級の児童に対する初等教育(Elementary Education)を公教育として国家が保障するものであった。1876年に改正教育法が出るわけであるがこの法令によって、初めて児童の教育の義務を親に課した。「すべての児童の親は、児童に読み方、書き方、算数の初等教育を受けさせる義務を追う。もし、親がその義務を行わなかった場合は、その責任を取り、この法律に定められている罰を受けねばならない。」と定め、英国教育史上初のフルタイム義務教育が始まるのである。したがって、児童は5才から14才までが義務教育期間となった。また10才未満の子供は働かせてはいけないとした。次に身体に障害児への対応を見てみよう。

#### [教育免除の対象になっていた障害児]

1870年法、1876年法、1880年法において、公教育の義務制度が確立されていくのだが、それらの諸立法は障害児を教育免除の対象者として扱っている<sup>78)</sup>。これらの免除規定は、おおよそ次のように整理できる。

- a) 他の教育系統に属している者の免除、これは、英国の場合、伝統的な私立学校で教育を受けている児童をさしているので、実質的には就学免除ではない。
- b) 心身に欠陥を有した児童、すなわち盲児、聾児、精神薄弱児、肢体不自由児等の就学免除
- c) 貧乏等の理由から、学齢期の児童が工場等に就労している場合の免除。
- d) 児童の居住地に学校が設置されていない場合

#### [障害児の公教育義務化への働きかけ]

ここでは特に視覚障害児と聴覚障害児を中心にして、その公教育論の特質を探り、障害児の教育が義務化につながった様々な動きを見てみよう<sup>79)</sup>。

英国の児童に対する義務教育制度は、1870年の「初等教育法」をてはじめに、1876年法、1880年法を経て、急速に確立されていくことになった。この陰には、この時期にヴィクトリア朝に頂点をきわめた英国の工業化と市場の繁栄が、後進のドイツや米国の猛烈な追い上げに焦りを感じ始め、労働力や産業技術教育等での再編成を迫られていたという事実があった。

社会事業の一環として成立、展開をしてきた障害児教育も、救貧対策の救済から予防への変質、一般児童教育の進展に支えられて劇的な変化の兆しを見せ始めてきた。伝統的な



盲学校や聾学校といった狭い枠を超えて、公立小学校における障害児教育が問題とさえなるようになった。

#### [公立小学校における障害児]

前述したとおり、公立教育法においては、障害児は教育免除の対象者として、枠外におかれながらも、現実には各公立小学校には障害児が在籍していた。こうしたことから、教師をはじめ、関係者の種々の努力がなされるようになる。特に大都市を中心に各地の学務委員会は組織的に障害児の処遇に取り組むようになり、このことは国への行財政的な整備を要求することに繋がっていく。この分野での研究は、山口洋史が『イギリス障害児「公教育」論提唱とその特質』<sup>80)</sup>その他で詳細な報告をされているので、その中から公教育と盲聾教育における進展の状況を示す例を次に紹介する。

たとえば、ロンドン学務委員会では、障害児教育に対する取組として、1877年には、視覚障害児と聴覚障害の教育に関する特別小委員会を設け、1891年以後には、その委員会を「特殊学級小委員会」と改め、精神薄弱児や肢体不自由児をも対象に含め、通常の小学校に特殊学級を作ったり、専門教師を週何時間か派遣させ、特別授業をおこなった。こうした特別学級はその後、視覚障害児センターとなり、ロンドンを中心に大都市につくられていくようになる。公立小学校に在籍している視覚障害児は、週の決められた曜日と時間にこのセンターで、特別な技術を学び、技能を習得し、またそれを普通の小学校での勉強に活用するのである。

一方、伝統的な盲学校や聾学校での教育も、基礎教育の充実、教育方法の改善、専門教員の要請等の努力を経て、公的な補助への要求と運動が展開される。18世紀後半から19世紀末にかけて成立した視覚障害児や聴覚障害児の教育は、1830年代から40年代にかけて次々に増加される。19世紀中葉にはこうした施設は、急速に学校教育に接近する。たとえば、視覚障害児の教育としては、1872年に、ロイヤル・ノーマン・カレッジが設立され、また1866年には当初は上流階級の視覚障害児の為に設立されたウースターカレッジも門戸をひろげ、視覚障害児の為に高等教育への道もわずかながら開けていったのである。

#### [盲聾王立委員会]<sup>81)</sup>

上記のような状況の中でついに関係者の熱望に応えるかたちで王立委員会が組織され、1889年には、全4巻、1,500頁余の報告書が提出される。この王立委員会の目的は「本国における視覚障害者の実態、視覚障害者に関する国内外の初等教育、職業教育、専門教育に関する種々の教育制度、体系、視覚障害者に開かれ、また適している職業につき得る視覚障害者が増えるための教育の拡充の方策等について調査し、報告すること。」と記してある。この報告書作りには視覚障害者のみならず、聾障害者も対象に加え、3年半にわたり、英国国内の諸学校、施設はもとより、フランス、ドイツ、スイス、イタリア等外国をも調査し、また多くの質問表を利用した調査や計116回に及ぶ公聴会を催し、国内外に専門家150名から意見を聴取している。

報告書の序文に当委員会の基本的な立場が次のように述べられている。「視覚障害、聴覚

障害、教育可能な痴愚児童は、もし、彼等が教育を受けないままでいると、彼等自身にとっても負担になるばかりでなく、国家にとってもより大きな負担になる。結局、彼等も被救済者の大きな流れをさらに大きくする事になるので、出来るだけ小さい流れのうちに食い止めるために、彼等を教育することが国家にとっても大きな利益である。」

この委員会の立場は、障害児への教育は救済費の増大を少しでも防ごうというもので、人道的、あるいは人権思想に支えられた学習権の保障という考えは、第二次世界大戦後かなりたってから初めて登場するのである。

#### [1893年の初等教育法の成立：盲聾児の教育義務化]

王立委員会の報告を受けて、4年の審議を経てついに成立したのが、1893年の初等教育(盲・聾)法 (Elementary Education (Blind and Deaf Children) Act. 1893) である。盲児、聾児の将来の経済的自立を目標とし、5才から16才までを義務教育年限と定め、この中には職業技術訓練も含まれていた。第2章では、“障害者”という概念が生成されてから、たかだか100年も経ていないということを述べたが、この法令の成立によって、“障害”というものが限られた形にしても認識され、国家の教育の対象として初めて明確に位置づけられることになったのである。

### 結論にかえて

本稿において、英国社会におけるOUの障害者学習支援システムを、社会人類学的な意味での文化現象と捉えることによって、それを取り巻く社会の他の諸制度や諸活動、また人々の価値観や眼差しといったものの相互関係を考察するように努めて来た。ここで、この方法を生み出した英国の社会人類学についてのべてみたい。

英国で発展した社会人類学は、今世紀中葉から、デュルケム流のいかなる社会も各部分が機能的に相互に依存しあっている有機的全体として研究できるというアプローチを強調してきた。この方法は構造機能主義と呼ばれ、一つの社会の共存する社会的要素(制度、慣習、価値等)は、一見それぞれ独立無関係のように見えるが、実は互いに密接に関連しており、そのような相互異存関係、もしくは因果関係を明らかにすることが人類学の目的であるとする理論的枠組である。特に、この頃の人類学者が格闘したアフリカ等の未開社会の多くは文字というものを持たず、書かれた歴史を有していないので、金太郎飴を切ってその顔の部分の相互関係を捕えるといったこの方法が特に脚光を浴びた。しかし、こうした社会システムを生物の有機体のように扱い、社会を安定した均衡状態として捉える前提が強烈に押し出されるようになると、他の諸制度からは説明のつかない社会現象や急激な社会の変化は崩壊の予兆か、社会の平衡状態を保つ為の自己修正作用とみることになる。歴史的ダイナミズムや変化を捨象したこの方法は、後に多くの批判を受けることになるが、それまでの19世紀末から20世紀初頭にかけてのフレイザー的な文化比較——世界各地の文化現象の文脈抜きの分類による壮大な比較の試みや、文化現象を心理的な側面に求める——といった稚拙な方法から人類学を離陸させるに至った功績は多に認めるところで

ある。文化や価値、制度を直接に反映する諸外国の教育のシステムを考察する場合、人類学的な視点はおおいに有効である。また、同時に英国のような社会を相手にする場合、歴史的視点が重要であることはいうまでもない。

エヴァンス・プリチャードの次の言葉を筆者自身への戒めとして最後に記することにする。「私は翻訳の意味論上の困難さが非常に大きいことを否定しない。それは、たとえ英語とフランス語の間でさえ、相当大きいものである。しかし、未開言語を我々の言葉で表現しなければならないときには、その困難さは、明らかにはるかに大きいものとなる。これは、現在、我々が論じている主題においては、実際に我々が直面している重要な問題である……」<sup>82)</sup>。

ここでいう翻訳とは、文化の翻訳であり、異なる社会の体系の違う文化現象を理解することが人類学の究極の目標といえる。エヴァンス・プリチャードの主題とは、この場合、宗教の人類学的研究であったが、それは教育システムについても同じことが言えることであろう。私たちが、英国を始め、諸外国の教育システムを語る場合、その社会の中での意味を洞察し、その上で私たちの言葉に翻訳し理解するように努める努力をしなければならない。

資料を収集する途中で、内藤俊宏氏のようなすばらしい人との出会いもあった。放送大学で学んでいる視覚障害者の吉沢さんの導きによるものだが、御自身も重度の肢体不自由を抱え、聖書における障害者観というテーマを切実に追及しておられる内藤氏の著作によって、筆者は第3章では当初の予定をはるかに超えて無謀にも西欧の病気や身体観を2000年のスパンで遡る誘惑にかられてしまった。この冒険の旅は、まだまだコンパスを持ちえないままに大海に漕ぎだしたばかりである。今後さらに視点と方法を整理して取り組みつづけたいと考えている。また、我が日本の歴史の中でも同じような視点で障害者観の生成と変遷をたどることは魅惑的な知的作業であろうと思いをさせている。

このテーマを示唆して下さった加藤秀俊所長、放送大学の社会体育の実習で出会ったさまざまな障害を背負いながらも懸命に学問をつづけようとする学生のみなさんとの出会いに心から感謝を捧げたい。

#### 〈参考文献〉

- 1) 岩永雅也、1989「新時代への賭け」『放送教育開発センター研究紀要第2号』
- 2) 広瀬洋子、1989「大学放送教育および遠隔教育に関する外国語文献目録」放送教育開発センター研究報告7号
- 3) 広瀬洋子、1989「遠隔高等教育と障害を持つ学習者」『放送教育開発センター研究紀要第2号』
- 4) ウォルター・ペリー、1979『オープンユニバーシティ』創元社
- 5) (4)のp.196
- 6) \*「Notes for Applicants with Disabilities」Open University. OUの障害者対策事務局で学生に配布している印刷物
- 7) OUの障害者対策事務局の内部資料のコピーから
- 8) 同上

- 9) 同上の資料を筆者が表に作成したもの
- 10) 若松茂、1983「遠隔教育における学習指導」、ジェームズ・ジグレル、1983「イギリス公開大学から学ぶこと」1983『放送利用の大学教育、MME 研究ノート、3』  
OU 著、1984「英国公開大学のチュートリアル」『MME 研究ノート、8』（阿部他訳）  
柴山盛生、1985「イギリス公開大学の現状」『MME 研究ノート、25』  
坂元、大塚、里深、阿部他 「大学の開放をめざして——イギリス」『海外の放送大学、MME 研究ノート』
- 11) (6)
- 12) The Open University, Notes for Visually Handicapped Students
- 13) The Open University, Information for Tutors of Hearing Impaired Students
- 14) The Royal National Institute for Blind
- 15) 「大学の解放をめざして……イギリス」『海外の放送大学、MME 研究ノート』 p.27
- 16) 多田方、1988「遠隔教育における印刷教材の構造」『放送教育開発センター研究紀要第1号』 p.192
- 17) Oxford English Dictionary “handicapped”
- 18) Jeffers, M, 1980 『Academic Library Services for the Handicapped in Northern Ireland Loughborough University』
- 19) 18)
- 20) Child, D and Markall, G, 1976 『The Disabled Student London: National Union of Students and Action Research for the Crippled Child』
- 21) Wilfred K. Brennan, 1982 『Changing Special Education Now』 Open University Press, p.12
- 22) 21) p.13
- 23) Chronically Sick and Disabled Persons Act, 1970
- 24) 21)
- 25) 小松隆二、1989 『イギリスの児童福祉』 慶応通信、p.170
- 26) HMSO, 1988 『The Prevalence of Disability among Adults: POCS Surveys of Disability in Great Britain, Report 1』
- 27) 南ア戦争ともいう。英国と南アフリカ、ボータ人とのボータ領土の豊富な鉱物資源をめぐるの戦い。これによって一挙にアフリカが決定的に分割されてしまう。
- 28) 25)p.173
- 29) 25)p.174
- 30) Eda Topliss, 1975 『Provision for the Disabled』 p.12  
Basil Blackwell & Mott Ltd. Oxford and Martin Robertson & Co. Ltd. London
- 31) J. Stuart Maclure, 1965 『Educational Documents』 p.222 (Education Act, 1944)
- 32) 5)p.175
- 33) 30)p.12
- 34) 31)p.398 (Report of the Committee of Enquiry into the Education of Handicapped Children and Young People) 通称 The Warnock Report、オックスフォードの哲学者ウォーノック女史が委員長の政府諮問委員会の報告書
- 35) 25)p.177~178 参照
- 36) 30)p.13
- 37) 25)
- 38) 25)p.39 より引用
- 39) 表7、8は、25)の p.189 から引用
- 40) R. Sturt, 1981 「Disability」, 『Is Higher Education Fair ?』 edited, D. Warren Society

for Research into Higher Education

- 41) Wilfred K. Brennan, 1987 『Changing Special Education Now』 p.127
- 42) 41)p.127~128
- 43) 麻生誠・潮木守一編、1978 『ヨーロッパ・アメリカ・日本の教育風土』 有斐閣 青山吉信編  
S.59 『実像のイギリス』 有斐閣
- 44) アリエス、1980 『子供の誕生』、みすず書房
- 45) 内藤俊宏、1989 『聖書における障害者』
- 46) 米本昌平、1989 『遺伝管理社会』 弘文堂
- 47) ケラー、『ヘブライ的人間』
- 48) 山形孝夫、1981 『治癒神イエスの誕生』 小学館
- 49) 日本聖書協会、1986 『聖書』 p.153
- 50) S.ソングク、1982 『隠喩としての病い』 p.124、みすず書房
- 51) 48)
- 52) M・モース、1973 「贈与論」 『社会学と人類学』 弘文堂
- 53) 日本聖書協会、1986 『聖書』 p.114
- 54) 阿部謹也、「中世賤民の世界」
- 55) M・モース、1973 「贈与論」 p.251 『社会学と人類学』 弘文堂
- 56) “Charity, Almsgiving”  
『Encyclopedia of Religion and Ethics』 vol. 3, edited J.Hasting
- 57) 25)p.175
- 58) Storia Universale 4、図解、世界の歴史、学研
- 59) 井上、野元、広末他、1977 『シンポジウム・差別の精神史序説』 三省堂
- 60) 30)p.1
- 61) 阿部、網野、石井、樺山著、1981 『中世の風景、上下』 中公新書
- 62) 56)
- 63) 56)
- 64) 56)p.4
- 65) Storia Universale、図書、世界の歴史、英国史の項を参照している。
- 66) 菅野芳彦1978、『イギリス国民教育制度史研究』 明治図書出版
- 67) F. エンゲルス、1957 「イギリスにおける労働者階級の状態」  
マルクス・エンゲルス選集、補巻2、大月書店
- 68) 66)
- 69) 30)p.3
- 70) 66)
- 71) 30)p.2
- 72) 30)p.1
- 73) Reports of the Assistant Commissions appointed to inquire into the State of Popular  
Education in England, 1961 Vol.2, ニュースキュッスル委員会報告 31) 『Educational  
Documents』 p.70
- 74) 31)p.79
- 75) 66)
- 76) 山口洋史「イギリス障害児「公教育」論の提唱と特質」 仏教大学学会研究紀要60号 p.23
- 77) Elementary Education Act, 1870, 31)p.98
- 78) 76)p.25~26
- 79) 76)
- 80) 76)p.30

- 81) 山口洋史、1972「イギリス障害児教育の展開(1)：盲教育における社会事業から教育への接近過程を中心にして」視覚障害児教育研究第5巻  
山口洋史、1985「イギリス障害児教育義務制度の成立〔1〕：～1889年「盲聾王立委員会報告協」における「義務化」論を中心として」兵庫教育大学研究紀要第5巻  
上記の記述を参考にしてまとめたものである。
- 82) E. Pritchard, 1965『Theories of Primitive Religion』 Oxford: Clarendon Press

## Appendix

### 王立盲人研究所の視覚障害者の高等教育白書受け入れ状況（1969—85）

大 学 名	74-	77-	82-	1983-84				1969-85			
	75 計	78 計	83 計	B	P1	P2	計	B	P1	P2	計
1. London U Colls .....	5	2	12	3	5	5	13	15	12	14	41
2. L.S.E .....	3	2	4	4	0	1	5	19	3	5	27
3. Cambridge .....	3	2	7	2	1	2	5	14	4	7	25
4. Durham .....	3	2	3	0	2	1	3	5	8	11	24
5. Birmingham .....	3	2	5	2	1	2	5	12	5	6	23
6. Lancaster .....	1	2	6	3	5	3	11	7	7	8	22
7. Kent .....	2	2	5	2	1	1	4	12	4	5	21
8. Oxford .....	2	4	3	2	2	3	7	12	5	4	21
9. Edinburgh .....	9	1	4	2	0	0	2	17	1	1	19
10. Leeds .....	0	1	4	1	1	3	5	8	4	7	19
11. Liverpool .....	2	1	3	3	0	0	3	5	6	7	18
12. Southampton .....	2	2	3	1	1	1	3	8	3	5	16
13. Warwick .....	1	5	3	0	3	0	3	5	5	6	16
14. Aberystwyth .....	3	2	4	2	0	1	3	8	0	7	15
15. Cardiff .....	5	1	3	1	0	0	1	8	4	3	15
16. Leicester .....	2	2	4	0	0	1	1	9	2	4	15
17. Nottingham .....	2	1	5	0	1	2	3	6	3	6	15
18. Manchester .....	1	1	4	2	2	1	5	7	5	2	14
19. Reading .....	5	5	0	1	0	0	1	6	3	5	14
20. Sheffield .....	3	0	1	0	0	1	1	10	1	3	14
21. Bristol .....	1	2	4	0	1	1	2	5	3	5	13
22. Swansea .....	2	1	2	0	0	3	3	7	2	4	13
23. York .....	3	1	4	1	0	2	3	7	1	5	13
24. Sussex .....	1	2	0	1	2	2	5	7	4	1	12
25. Bradford .....	0	1	6	3	2	1	6	6	4	1	11
26. East Anglia .....	1	3	1	0	0	0	0	6	3	2	11
27. Essex .....	2	0	3	1	1	1	3	4	2	4	10
28. Hull .....	4	1	0	1	0	0	1	6	3	1	10
29. Surrey .....	0	2	3	1	0	2	3	5	2	3	10
30. Exeter .....	0	1	1	0	0	1	1	5	0	4	9
31. Newcastle .....	2	1	1	0	0	0	0	2	6	1	9
32. Glasgow .....	1	1	4	1	2	1	4	2	4	2	8
33. Strathclyde .....	0	0	4	2	0	1	3	5	1	2	8
34. Brunel .....	2	0	0	1	0	1	2	4	1	2	7
35. City .....	1	1	3	0	1	1	2	2	2	3	7
36. Keele .....	0	1	1	0	1	1	2	5	1	1	7
37. Loughborough .....	2	0	0	0	0	1	1	1	2	4	7
38. St. Andrews .....	1	3	1	0	0	0	0	0	1	6	7
39. Aberdeen .....	1	1	0	0	1	0	1	3	1	2	6
40. Bath .....	0	1	1	0	1	1	2	3	1	2	6

41. Bangor	0	0	2	2	1	1	4	3	1	1	5
42. Aston	0	0	1	1	0	0	1	4	0	0	4
43. New Univ, Ulster	1	1	1	0	0	0	0	1	1	2	4
44. Queens, Belfast	0	0	1	0	0	0	0	2	1	1	4
45. Stirling	0	3	1	1	0	0	1	1	3	0	4
46. Harvard (USA)	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	2
47. Salford	1	1	1	0	0	1	1	1	0	1	2
48. Trinity, Dublin	0	0	1	1	0	0	1	2	0	0	2
計	84	69	129	48	38	50	136	293	136	176	605

ポリテクニク	74-	77-	82-	1983-84				1969-85			計
	75	78	83	B	P1	P2	計	B	P1	P2	
1. Hatfield	4	1	5	2	1	2	5	7	4	4	15
2. Newcastle	2	2	7	0	1	1	2	4	5	6	15
3. Lancashire	1	0	5	1	4	1	6	6	6	1	13
4. North London	3	0	3	0	1	0	1	5	3	3	11
5. Central London	1	1	1	1	0	1	2	5	4	2	11
6. Lanchester	0	1	3	0	2	1	3	2	5	3	10
7. Manchester	3	0	2	1	1	0	2	5	2	3	10
8. Middlesex	0	1	3	0	0	4	4	1	4	5	10
9. Birmingham	0	1	2	1	1	1	3	5	1	3	9
10. Huddersfield	0	1	2	1	0	2	3	6	0	2	8
11. Bristol	1	1	0	0	1	0	1	5	2	0	7
12. Kingston	0	1	2	4	1	0	5	4	1	2	7
13. Liverpool	1	2	2	0	0	1	1	4	2	1	7
14. Trent	2	0	1	0	0	0	0	2	1	4	7
15. Wolverhampton	1	1	0	1	0	0	1	3	2	2	7
16. N. E. London	0	2	0	0	0	0	0	2	1	3	6
17. Sunderland	0	0	3	0	1	0	1	3	2	1	6
18. City of London	1	0	1	0	0	0	0	2	1	2	5
19. Plymouth	1	0	1	0	1	1	2	1	2	2	5
20. Teesside	1	0	1	1	0	0	1	2	2	1	5
21. Ulster	1	1	1	1	0	0	1	2	3	0	5
22. North Staffs	0	1	1	1	0	0	1	2	2	0	4
23. Sheffield	1	0	1	0	0	0	0	1	2	1	4
24. Oxford	0	0	1	0	0	0	0	1	2	0	3
25. Portsmouth	3	2	0	0	0	0	0	2	1	0	3
26. Thames	0	0	3	0	1	0	1	2	1	0	3
27. Leeds	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
28. Wales	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	2
29. Brighton	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
30. Leicester	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
計	27	19	52	15	16	15	46	88	62	52	204



	74-	77-	82-	1983-84				1969-85			
	75	78	83	B	P1	P2	計	B	P1	P2	計
Colleges of Ed/H. E ……	30	4	21	10	11	5	26	62	48	57	167
	74-	77-	82-	1983-84				1969-85			
	75	78	83	B	P1	P2	計	B	P1	P2	計
技術系/その他のカレッジ	48	49	91	26	34	28	88	138	133	161	432
	74-	77-	82-	1983-84				1969-85			
	75	78	83	B	P1	P2	計	B	P1	P2	計
総 計……………	189	141	293	99	99	98	296	581	379	448	1,408

(研究開発部助教授)